

第 2 4 回

公益社団法人 奈良県理学療法士協会

定 期 総 会 資 料

平成 2 9 年 5 月 2 0 日 (土)
午後 2 時 3 0 分 受付
午後 3 時 0 0 分 開会

かしはら万葉ホール 研修室 2

公益社団法人 奈良県理学療法士協会 事務所

〒639 - 0226 奈良県香芝市五位堂 3 丁目 599 - 2 ホワイトタウン 301 号
TEL 0745 - 78 - 2280

1. 定足数確認 : 会員管理部長 吉田 陽亮
2. 開会宣言 : 事務局長 増田 崇
3. 会長挨拶 : 会 長 石橋 睦仁
4. 議長団選出
5. 議 事 :
 - 第1号議案 平成28年度事業・決算及び監査報告の承認に関する件
 - 第2号議案 平成29年度事業計画・予算案の承認に関する件
 - 第3号議案 平成29年度・30年度理事及び監事の選任に関する件
 - 第4号議案 選挙管理委員の選出に関する件
6. 閉会宣言

第1号議案

平成28年度事業・決算及び

監査報告の承認に関する件

会長 石橋 睦仁

総括報告

平成28年度は、熊本の震災で始まりました。まずは、お亡くなりになられた方のご冥福と、被災された方々へお見舞いを申し上げます。被災地の状況は、復興が進んでいると報道されていますが、山間部ではインフラの整備がいまだにできず、手つかずの状況にあるようです。仮設住宅など、避難生活を続けておられる方は、まだ沢山いらっしゃいます。本当の意味での復興を祈念いたします。

さて、本会の平成28年度は、役員、部長、委員長そして部員、委員の活躍と会員の皆様のご協力にて、予定事業を終えることができました。誠にありがとうございます。

「事務局機能の強化」、「地域包括ケアシステムへの対応、介入推進」、「政治活動促進」と、「学術的活動の再編」の4大テーマとして活動してまいりました。

「事務局機能の強化」は、事務員を2名雇用することができました。増加する各局、部、委員会の事務作業の軽減を図り、ホームページの活用をより促進へすすめ、多様化する事務機能の強化を図っています。

「地域包括ケアシステムへの対応、介入推進」は、各リーダー導入研修を継続して行い、研修修了者を増やし、今年度、実際に地域での活動をより具体的にイメージしやすいように、アドバンス研修のコースを行いました。各市町村からの理学療法士推薦依頼が増加しており、活動できる人材育成が急務となっています。また、介護保険部と地域包括ケアシステム推進委員会との密接な関連・調整を行い組織運営が効率的になるよう検討しました。

「政治活動促進」は、活動の模索を行っておりますが、連盟との具体的な調整を今後も図り、我々理学療法士の未来につながるよう、活動を行って参ります。会員の皆様の更なるご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

「学術的活動の再編」は、本会の研修部、新人研修委員会の研修と日本理学療法士協会の講習会、研修会、関連団体等の研修会など、研修自体が多岐にわたり行われています。県民への還元が第1義ですが、会員のメリットも考え、本会の研修会の在り方を検討しました。新人研修委員会の研修をできるだけ理学療法講習会へ移行していくこととなりました。

今年度、地域包括ケアシステム推進委員会にて行っている各リーダー導入研修、アドバンス研修と、リハビリテーション3団体で行ってきた訪問リハ実務者研修会を本会の事業

として行うこととし、県の補助金事業として承認されました。このことで、今後の公益性の高い事業の拡大が見込めることとなります。

さらに、地域包括ケアシステムのように、介護予防への介入が必要とされる中、予防理学療法においては、もっと若い世代への健康・疾病予防への取り組みが重要視されていますが、全国的に見ても参画が難しい状況であります。そんな折、スクールトレーナーへの理学療法士介入の要望が、県内の教育機関より打診がありました。早急に対応を検討する必要性が発生したので、スクールトレーナー推進委員会を設置し、まずは日本理学療法士協会および他府県の状況などの情報収集を行っております。

冒頭でも述べたように、この日本では自然災害があちこちで起きており、その発生の予測はしがたく、甚大な被害を被るものがあり、その対応に我々理学療法士ができることは何かを、この数年考えさせられてきました。現状は、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（Japan Rehabilitation Assistance Team, JRAT）での活動がメインとなっていますが、実際に活動できる人材は限られており、今後、自県での災害発生時、近隣の府県で発生時に本会がどのような活動ができるのか、また、していかなければならないのかを整理して、活動できる人材を増やしておかねばならないと痛感しております。そこで来年度は、災害対策員会を立ち上げて活動していけるようにと考えています。

会長会務

月/日/曜	用務	会場（場所）
4/ 2 土	白鳳短期大学 観桜会	白鳳短期大学（王寺町）
4 月	畿央大学 入学式（代：西田）	畿央大学（広陵町）
"	白鳳短期大学 入学式	白鳳短期大学（王寺町）
5 火	奈良リハビリテーション専門学校 入学式	阪奈中央リハビリテーション専門学校（四條驛市）
8 金	関西学研医療福祉学院 入学式	奈良春日野国際フォーラム（奈良市）
12 火	調整会議	県総合医療センター（奈良市）
16 土	自民党奈良県連 未来へ羽ばたく「結束の集い」（代：尾崎）	奈良ロイヤルホテル（奈良市）
17 日	地域包括ケアシステム アドバンスコース研修会	畿央大学（広陵町）
18 月	財務監査	かしの木園（橿原市）
23 土	定例理事会 第1回	事務所（香芝市）
27 水	医療保険部 平成28年度診療報酬改定に関する情報交換会	奈良県社会福祉総合センター（橿原市）
5/ 10 火	調整会議	県総合医療センター（奈良市）
16 月	かめだ議員（奈良県議会議員）訪問 小川かつみ先生同行（同行：尾崎政策委員長）	田野瀬議員橿原事務所（橿原市）
21 土	冬木学園創立七十周年記念式典・祝賀会	ホテル日航奈良（奈良市）
"	第23回定期総会	フレンド郡山研修センター（大和郡山市）

		＃	定例（拡大）理事会 第2回		＃
			一般社団法人リハビリテーション教育評価機構		国際医療福祉大学
22	日		平成28年度評価員研修会		青山キャンパス（港区）
26	木		地域包括ケアシステム推進委員会		事務所（香芝市）
28	土		一般社団法人奈良県訪問看護ステーション協議会二十周年記念式典		奈良県文化会館（奈良市）
6/	3	金	日本協会 協会長賞授与式・祝賀会		東京マリオットホテル（品川区）
	4	土	日本協会 第45回定時総会		ベルサール汐留（中央区）
	5	日	日本協会 指定管理者中央研修会		田町カンファレンスルーム（港区）
	6	月	田野瀬太道 関西政経フォーラム2016		スイスホテル南海大阪（大阪市）
	12	日	第1回新人教育プログラム		畿央大学（広陵町）
		＃	新人歓迎会		かこの家（橿原市）
14	火		奈良マラソン実行委員会事務局競技班 主任 石澤氏・飯干氏 来訪		高の原中央病院（奈良市）
		＃	調整会議		県総合医療センター（奈良市）
18	土		日本協会 第1回近畿ブロック委員会		新大阪丸ビル（大阪市）
		＃	日本協会 近畿ブロック委員会 懇親会		きらく（大阪市）
19	日		第26回奈良県理学療法士学会・表彰状授与式		いかるがホール（斑鳩町）
22	水		日本医療マネジメント学会奈良支部幹事会・運営委員会		奈良医大厳樞会館（橿原市）
25	土		役員会 第1回		事務所（香芝市）
30	木		小川かつみ個人演説会		奈良県社会福祉総合センター（橿原市）
			平成28年度地域づくりによる介護予防推進モデル事業第2回研修会		
7/	7	木	奈良県地域包括ケア推進室		かしはら万葉ホール（橿原市）
	9	土	調整会議		事務所（香芝市）
		＃	リハビリ3団体連絡協議会		事務所（香芝市）
		＃	リハビリ3団体役員懇親会		風神（香芝市）
15	金		第1回介護予防・地域包括ケア推進リーダー研修		関西学研医療福祉学院（奈良市）
17	日		日理協 第1回人材育成対策本部会議		田町カンファレンスルーム（港区）
23	土		定例理事会 第3回		事務所（香芝市）
8/	6	土	日本協会 第2回近畿ブロック委員会		新大阪丸ビル（大阪市）
		＃	日本協会 近畿ブロック委員会 懇親会		きらく（大阪市）
	9	火	奈良県医療政策部 リハビリに関する意見交換会		奈良県庁（奈良市）
	18	木	奈良市介護予防事業打ち合わせ		奈良市役所（奈良市）
	19	金	奈良市介護予防事業実践研修会		奈良市役所（奈良市）
	20	土	日理協 懇親会		品川ピアガーデン（港区）
	21	日	日理協 都道府県理学療法士会 役員意見交換会		TKP 田町カンファレンスセンター（港区）
	23	火	調整会議		県総合医療センター（奈良市）
9/	3	土	役員会 第2回		事務所（香芝市）

3 団体訪問リハビリテーション実務者研修会講師挨拶			
24	土	県医師会：北神医師 同行：西田副会長	アップル学園前（奈良市）
29	木	奈良県医療政策部 リハビリに関する意見交換会	奈良県庁（奈良市）
10/	11	火 調整会議	県総合医療センター（奈良市）
	12	水 奈良県議会 亀田議員 来訪	高の原中央病院（奈良市）
	22	土 定例理事会 第4回	事務所（香芝市）
11/	5	土 なら介護の日2016	なら100年会館中ホール（奈良市）
	6	日 日理協 組織運営協議会	田町カンファレンスルーム（港区）
	"	田野瀬太道君と明日の日本を考える会 代：廣池理事	シェラトン都ホテル大阪（大阪市）
	12	土 （公社）大阪府理学療法士会 50周年記念式典・祝賀会	ザリッツ・カールトン大阪（大阪市）
	13	日 理学療法フェスタ・第24回公開講座	郡山イオン（大和郡山市）
	18	金 地域包括ケアシステム推進委員会会議	事務所（香芝市）
	20	日 リハ3団体合同 訪問リハ実務者研修会 受講証授与	白鳳短期大学（王寺町）
	24	木 平成28年度奈良県医師会創立記念式典	奈良県医師会会館（橿原市）
	25	金 北和ブロック症例検討会 第2回	関西学研医療福祉学院（奈良市）
	26	土 第56回近畿理学療法学会	和歌山県民文化会館（和歌山市）
	"	近畿ブロック役員懇親会	がんこ屋敷 和歌山六三園（和歌山市）
	27	日 第56回近畿理学療法学会	和歌山県民文化会館（和歌山市）
	"	日本協会 第3回近畿ブロック委員会	"
	29	火 学校検診情報取集 大阪府理学療法士会 同行：福本	南大阪病院（大阪市）
	"	" 懇親会 同行：福本	ホテルイチエイ（大阪市）
	30	水 財務部会議	橿原市子ども総合支援センター（橿原市）
12/	3	土 役員会 第3回	事務所（香芝市）
	"	第58回近畿理学療法学会準備委員会会議	事務所（香芝市）
	4	日 新人研修訪問リハビリテーションコース 修了書授与	畿央大学（広陵町）
	"	スポーツメディカルサポート委員会 第7回勉強会	畿央大学（広陵町）
	"	兵庫県理学療法士会スポーツ活動支援部 懇親会	炎宴（香芝市）
	"	第3回新人教育プログラムセミナー	畿央大学（広陵町）
	11	日 ならマラソン2016	第7救護所（天理市）
	22	木 一般社団法人リハビリテーション教育評価機構 現地調査	
	28	水 日理協 第2回人材育成対策本部会議	田町カンファレンスルーム（港区）
1/	4	水 調整会議	県総合医療センター（奈良市）
	14	土 指定管理者研修会（初級）	関西学研医療福祉学院（奈良市）
	"	新年会	ごきげんえびす大和西大寺店（奈良市）
	15	日 定例（拡大）理事会 第5回	事務所（香芝市）
	16	月 奈良マラソン実行委員会事務局競技班 主任 石澤氏・飯干氏 来訪	高の原中央病院（奈良市）

21	土	日本医療マネジメント学会第奈良支部第12回学術集会	奈良県社会福祉総合センター（橿原市）
	"	日本医療マネジメント学会第奈良支部幹事会	奈良県社会福祉総合センター（橿原市）
28	土	リハビリ3団体連絡協議会	事務所（香芝市）
	"	リハビリ3団体役員懇親会	呑み猿（橿原市）
2/	6	月	地域包括ケアシステム推進委員会会議 （第1部：地域づくりによる介護予防推進モデル事業 第5回研修会）
10	金	第2部：介護予防従事者研修 第3部：介護予防推進検討会	奈良県産業会館（大和高田市）
		中村理事	
15	水	調整会議	県総合医療センター（奈良市）
19	日	介護予防推進リーダー導入研修	白鳳短期大学（北葛城郡）
25	土	定例理事会 第6回	事務所（香芝市）
3/	1	水	バンビシヤス奈良 下田様 来訪 同席：福本
	3	金	関西学研医療福祉学院 卒業式
	4	土	衆議院議員高市早苗「お雛祭り幹事会&国政報告会」
	5	日	奈良県歯科衛生士会創立50周年記念式典
	6	月	奈良リハビリテーション専門学校 卒業式
	11	土	白鳳短期大学 卒業式
	14	火	調整会議
	15	水	畿央大学 卒業式
	"	奈良県医療推進協議会役員会	橿原観光ホテル（橿原市）
	25	土	役員会 第4回
	26	日	奈良県臨床検査技師会 法人設立30周年、創立60周年記念式典
			ホテル日航奈良（奈良市）

事業報告（各局・部・委員会）

事務局

局長 増田 崇

総務部（管理）

部長 中野 昌之

会議 2回開催

1. 定款・定款細則および諸規程の運営
2. 本会の登記に関する手続き
3. 公文書・報告書などの発送・受領およびその管理
4. 本会および関係業種の刊行物の受領
5. 理事会・運営管理・議事録保管

6. 総会等、本会会議の開催および議事録の作成・保管
7. 奈良県への法人活動報告
8. 備品および物品の管理
9. 事務所の管理
10. 公印管理
11. 窓口業務

会員管理部（他1・管理）

部長 吉田 陽亮

1. 会員管理事業
2. 会員名簿作成・管理事業
3. 挨拶状送付事業（年賀状郵送104件）
4. 郵送事業（5件）
5. 慶弔に関する事業
6. その他

平成28年度会員異動動向

- 新入会員（117名）
- 県内異動（63名）
- 転入異動（43名）
- 転出異動（46名）
- 休会（新規届のみ86名）
- 復会（7名）
- 退会（20名）
- 改正（7名）

財務部（管理）

部長 布上 芳雄

会議回数 41回開催

1. 財産・会計業務
2. 予算・決算業務
3. 会費徴収業務
4. 資産管理業務

〔 会費未納者数 〕

平成 2 8 年度未納 （ 4 3 名）

福利厚生部（他 1）

部長 細川 彰子

1. 会議開催 5.回

2. 福利厚生部事業

1) 新入会員歓迎会

開催日時：平成 2 8 年 6 月 1 2 日 新人プログラム後に「かにの家」にて開催

参加人数：新入会員 2 5 名、会員 1 2 名 計 3 7 名

2) ボウリング大会（O T 士会、S T 士会合同）

開催日時：平成 2 8 年 1 1 月 4 日 「レインボーワールド樫原店」にて開催

参加人数：5 7 名（O T 3 8 名、S T 1 1 名 計 1 0 6 名）

3) マラソン大会参加（樫原 R U N × 2 マラソン）

開催日時：平成 2 8 年 1 1 月 2 7 日 「奈良県立樫原公苑」にて開催

参加人数：1 7 名（参加者 1 5 名、厚生部員 2 名）

記録 ： 3 時間 2 0 分 2 9 秒（総合 4 1 位）

4) 新年会

開催日時：平成 2 9 年 1 月 1 4 日 「ごきげんえびす 大和西大寺店」にて開催

参加人数：2 5 名

5) 傷害保険管理

社会局

局長 西田 宗幹

医療保険部（公 1）

部長 江村 修二

1. 部会の開催 3 回

2. 情報収集（問い合わせ） 6 件

3. 日本理学療法士協会との連絡 4 件

4. 医療保険に関する情報提供 3 件

5. 情報交換会 1 回

内 容：「平成 2 8 年度 診療報酬改定に関する情報交換会」

日 時：平成 2 8 年 4 月 2 7 日（水） 1 9 : 0 0 ~ 2 0 : 4 5

場 所：社会福祉総合センター

参加者：44名（会員44名、非会員 0名）

介護保険部（公1）

部長 堀 義範

1. 部会8回開催

2. 研修会の開催

1) 情報交換会（事例検討会）

日 時：平成28年9月9日（金）18時40分～20時40分

会 場：畿央大学 P301教室

テーマ：「事例を通じて、参加への取り組みとリハマネジメントを考える」

講 師：訪問リハ 上田 浩司（エール訪問看護リハビリステーション）

通所リハ 福田 恵介（介護老人保健施設鴻池荘サテライト蜻蛉）

通所介護 田中 満勝（リハビリあ・える田原本）

参加者：61名（会員55名 非会員6名）

2) 第7回三士会合同訪問リハビリテーション実務者研修会の開催

日 時：平成28年11月19日（土）14:00～17:00

20日（日） 9:30～17:30

場 所：畿央大学P301教室（19日）

白鳳短期大学304・305教室（20日）

内 容：1日目

パネルディスカッション『これからの地域におけるリハ専門職の在り方を考える』

・「これからの地域におけるリハ専門職への期待」

講師：奈良県健康福祉部地域包括ケア推進室室長 井勝 昭彦

・「在宅医療におけるリハ専門職へ期待すること」

講師：医療法人 北寿会 理事長・奈良県医師会理事 北神 敬司

・「リハ専門職における活動・参加及びターミナルに関する課題や展望」

講師：小児担当；アイデル株式会社 作業療法士 吉川 景一郎

難病・癌担当；訪問看護ステーションみそら 理学療法士 中川 勝利

高齢者担当；介護老人保健施設鴻池荘 理学療法士 沖野 裕大

『在宅での栄養管理の現状と課題、リハ専門職への期待』

講師：地域栄養ケアセンターとよだ 管理栄養士 豊田 綾子

・2日目

活動と参加に資する「リハSWOT分析・ストロングアプローチ」（体験）

「事例を通じたグループワーク」

講師：株式会社コンパス・日本訪問リハ振興財団 言語聴覚士 永来 努

参加者：会員23名、会員外60名

(作業療法士8名、言語聴覚士12名、リハ専門職以外40名)

※本研修会は奈良県補助金事業として開催、また作業療法士会、言語聴覚士会と共催。

実行委員会は6回開催

3) シーティングセミナー

日 時：平成28年12月18日(日) 9時30分～15時30分

会 場：やまと会議室 3階大会議室

テーマ：「食事場面に着目した評価と姿勢調整アプローチ」

講 師：大淵 哲也 (さくらメディカル株式会社 福祉学術室室長 理学療法士)

参加者：52名(会員43名 非会員9名)

4) 第5回介護予防推進セミナー

日 時：平成29年2月5日(日) 10時00分～15時30分

会 場：白鳳短期大学304・305教室

テーマ：【第1部】

「知っているようで知らない、今更聞けない

でもこれだけは知っておきたい福祉用具と住宅改修」

～介護保険制度の活用と自立支援に向けた住環境調整について～

【第2部】

「ご利用者・介助者どちらにも無理のない介助をしていますか？」

～福祉用具を活用した楽な介助方法について(実技あり)～

講 師：谷口 昌宏 (住まいと介護研究所所長 理学療法士 主任介護支援専門員)

参加者：28名(会員23名 非会員5名)

社会福祉部 (公1)

部長 榮崎 彰秀

1. 部会2回開催

2. 社会福祉制度に関する情報収集と情報提供

本会ホームページに掲載している「社会福祉部便り」について、各項目に関し情報収集を実施した。適時変更があり次第、修正・情報提供を行う事とした。

理学療法啓発部 (公1)

部長 岡本 敦

部会開催回数 5回

1. 新聞広告掲載作業の管理・運営

→掲載依頼件数 10件

2. 理学療法フェスタ

日時：平成28年11月13日（日） 時間：10:00～16:00

場所：イオンモール大和郡山 イオンホール

1) 公開講座

テーマ：肺の健康を考えてみよう！

講師：宮本 直美（畿央大学）

「誤嚥にナラン！体操」のDVD配布

参加者数：一般24名 会員19名

2) 理学療法啓発活動

相談会、パネル展示、リーフレットとグッズ配布

3) 体力測定 総数99名（男性：25名 女性：47名 幼児：27名）

3. 第5回 理学療法川柳募集

→応募総数 156首 （入選作品を協会HPに公開）

4. グッズ作成 （ポケットティッシュ・手提げ袋）

学術局

局長 田平 一行

生涯学習部（公1）

部長 中村 潤二

1. 部会の開催 3回

2. 新人教育プログラムセミナーの開催

1) 第1回新人教育プログラムセミナー

日時：平成28年6月12日（日）9:30～12:00

場所：畿央大学

テーマ・講師：『理学療法と倫理』

門脇 明仁（吉田病院）

『協会組織と生涯学習システム』

石橋 睦仁（高の原中央病院）

参加人数：98名（うち、会員外1名）

2) 第2回新人教育プログラムセミナー

日時：平成28年9月4日（日）9:30～15:15

場所：畿央大学

テーマ・講師：『理学療法における関連法規（労働法を含む）』

門脇 明仁（吉田病院）

『人間関係および接遇（労働衛生を含む）』

北村 哲郎（奈良県立医科大学附属病院）

『臨床実習指導方法論』

井上 裕水（白鳳短期大学）

『リスクマネジメント（安全管理と感染予防を含む）』

中村 潤二（西大和リハビリテーション病院）

参加人数：74名（うち、会員外1名）

3）第3回新人教育プログラムセミナー

日時：平成28年12月4日（日）9：30～15：15

場所：畿央大学

テーマ・講師：『生涯学習と理学療法の専門領域』

田平 一行（畿央大学）

『運動器疾患の理学療法（大腿骨頸部骨折の理学療法）』

久野 剛司（白庭病院）

『症例報告・発表の仕方』

徳田 光紀（平成記念病院）

『理学療法の研究方法論（EBPT含む）』

尾川 達也（西大和リハビリテーション病院）

参加人数：70名（うち、会員外1名）

4）第4回新人教育プログラムセミナー

日時：平成29年2月5日（日）9：30～15：15

場所：畿央大学

テーマ・講師：『地域リハビリテーション（生活環境支援も含む）』

西田 宗幹（秋津鴻池病院）

『一次救命処置と基本処置』

増田 崇（奈良県総合医療センター）

『高齢者の理学療法』

松本 大輔（畿央大学）

『クリニカルリーズニング』

徳久 謙太郎（西大和リハビリテーション病院）

参加人数：61名（うち、会員外3名）

3. 協会指定管理者研修会（初級）の開催

1）平成28年度第一回協会指定管理者研修会（初級）

日時：平成29年1月14日（土）15：30～17：00

場所：関西学研医療福祉専門学校

テーマ・講師：『協会が求める管理者像』

増田 崇（奈良県総合医療センター）

『都道府県における士会組織化の方向性と管理者の協力体制』

石橋 睦仁（高の原中央病院）

参加人数：52名（会員外0名）

4. 日本理学療法士協会への研修会登録の申請管理

研修部（公1）

部長 中村 洋貴

1. 部会 3回開催

2. 研修会調整会議

3. 研修会の開催

1) 第1回研修会

日 時：平成28年9月24日（土）10時00分～16時00分

会 場：畿央大学

テーマ：『膝関節障害の捉え方ー運動学・運動力学的視点からの展開ー』

講 師：森口 晃一

（一寿会 西尾病院 リハビリテーション科

スポーツ外来担当主任理学療法士、健康科学修士）

参加人数 47名（会員43名 非会員4名）

2) 理学療法士講習会（基礎編）

日 時：平成28年8月21日（日）9時00分～16時20分

会 場：畿央大学

テーマ：「エビデンスに基づく脳卒中理学療法評価と治療」

講 師：松尾 篤 （畿央大学）

徳久 謙太郎（西大和リハビリテーション病院）

生野 公貴（西大和リハビリテーション病院）

参加人数：122名（会員122名 非会員0名）

3) 第2回研修会

日 時：平成29年2月12日（日）10時00分～16時00分

会 場：畿央大学

テーマ：『脳卒中後片麻痺患者における歩行再建へのアプローチ

ー歩行のバイオメカニクスと装具、ロボットー』

講 師：大畑 光司（京都大学大学院医学研究科 人間健康科学系専攻）

4) 理学療法士講習会（基礎編理論、応用編）

日 時：平成29年2月11日（土） 9時00分～16時20分

会 場：畿央大学

テーマ：「吸引の基本と実際（人工呼吸器を用いて）」

講 師：田平 一行（畿央大学）

増田 崇 （奈良県総合医療センター）

山科 吉弘（藍野大学）

赤壁 知哉（奈良市立奈良病院）

学術誌部（公1）

部長 岡田 洋平

1. 学術誌部 部会 メール会議 4回

論文の投稿、査読状況等について

2. 学術誌の発刊

雑誌名：「奈良理学療法学」（9） 平成29年3月31日発行

1）投稿論文の査読

2）論文、記事、学会抄録等の編集作業

3. その他

1）医学中央雑誌刊行会への奈良理学療法学の送付

広報局

局長 松村 明子

会誌部（公1）

部長 堀口 元司

1. 部会開催 3回開催

2. （公社）奈良県理学療法士協会会誌第22号発行

3. （公社）奈良県理学療法士協会会誌第23号編集

ホームページ管理部（公1・管理）

部長 赤松 眞吾

1. 奈良県理学療法士協会 ホームページ更新

1）学会・研修会 総数 154件

2）新着情報 総数 102件

3）お知らせ 総数 91件

- 4) 登録アドレス総数（現時点） 総数743件（配信停止アドレス数108件含まず）
 - 5) お知らせメール配信 総数77件
 - 6) 各部報告、総会資料・議事録、理事会議事掲載 総数6件
 - 7) 求人広告 総数13件
 - 8) バナー作成 総数2件
 - 9) 関連学会・研修会登録 総数57件
 - 10) ホームページ編集権限管理を各部に設定（進行中）
2. 奈良県理学療法士協会 ホームページシステム修正
- 1) 決済システム：キャリア決済（進行中）

各委員会

第26回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 堀内 成浩
準備委員長 高島 正治

- 1. 会議2回開催
- 2. 第26回奈良県理学療法士学会の開催
 - 1) 日 時：平成28年6月19日（日）
 - 2) 会 場：いかるがホール（大ホール および 小ホール）
 - 3) 内 容：テーマ 「理学療法の治療戦略 ～治療の組み立て方～」
 - （1）一般演題発表：19題
 - （2）特別講演
「クリニカルリーズニング」
講師：紀伊 克昌（森ノ宮病院 名誉副院長）
 - （3）教育セミナー
「私の小児理学療法戦略～知識と技術と人間性～」
講師：尾崎 文彦（東大寺福祉療育病院）
「チーム医療におけるリスク管理～理学療法士の立場から～」
講師：中村 洋貴（高井病院）
 - （4）参加人数：194名
（会員135名：事前55名 当日80名
非会員17名・学生12名・スタッフ30名）

第27回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 岡本 敦
準備委員長 岩田 健二

会議：10回開催

1. 準備委員の選出
2. 開催日程の決定
3. 会場の選定、予約
4. 特別講演、シンポジウム講師選出・依頼・内諾
5. 趣意書発行
6. 演題募集、抄録原稿依頼
7. 査読者選出と依頼
8. 座長選出

表彰審査委員会（他1）

委員長 堀口 元司

1. 表彰式準備運営

第26回奈良県理学療法士学会において表彰式を執り行った。

表彰内容：

奈良県理学療法士協会 学術奨励賞

学会長賞 竹内 雄一（白庭病院）

新人賞 田口 尚寛（西大和リハビリテーション病院）

2. 委員会 1回開催

新人研修委員会（公1）

委員長 和田 善行

1. 委員会開催（5回開催）
2. なら新人研修システム講習会

- 1）「呼吸器リハビリテーション」コース

平成28年5月25日～平成28年6月15日（全8回）計12時間

場所 畿央大学

コーディネーター 田岡 久嗣（天理よろづ相談所病院 白川分院）

受講者27名（会員27名 非会員0名 修了証発行19名）

講 師 田平 一行（畿央大学）

増田 崇 (奈良県総合医療センター)
和田 善行 (平成記念病院)
宮本 直美 (畿央大学)
坂本 雅尚 (平成記念病院 介護老人保健施設 鷺柄の里)
市川 桂子 (天理よろづ相談所病院)
池上 健太郎 (天理よろづ相談所病院)
田岡 久嗣 (天理よろづ相談所病院 白川分院)

2)「循環器リハビリテーション」コース

平成28年7月20日～平成28年8月24日(全6回)計9時間

場所 畿央大学・高井病院・なら100年会館

コーディネーター 中村 洋貴(高井病院)

受講者33名(会員32名 非会員1名 修了証発行13名)

講師 田平 一行 (畿央大学)
増田 崇 (奈良県総合医療センター)
後藤 総介 (天理よろづ相談所病院)
林 拓児 (平成記念病院)
石田 圭佑 (高井病院)
埴下 直道 (高井病院)

3)「装具・車椅子」コース

平成28年9月17日～平成28年10月19日(全7回)計10時間半

場所 畿央大学・奈良県総合リハビリテーションセンター・奈良県橿原文化会館

コーディネーター 梅本 康明(奈良県総合リハビリテーションセンター)

受講者18名(会員17名 非会員1名 修了証発行10名)

講師 梅本 康明 (奈良県総合リハビリテーションセンター)
栗本 尚樹 (奈良県総合リハビリテーションセンター)
高田 博史 (奈良県総合リハビリテーションセンター)
唄 大輔 (平成記念病院)

4)「訪問リハビリテーション」コース

平成28年12月3日～平成28年12月4日(全7回)計10時間半

場所 畿央大学

コーディネーター 中谷 充志(喜多野診療所 訪問リハビリテーション)

受講者3名(会員3名 非会員0名 修了証発行3名)

講師 増田 崇 (奈良県総合医療センター)

中村 貴信 (介護老人保健施設 ウェルケア悠)
中谷 充志 (喜多野診療所 訪問リハビリテーション)
堀田 修秀 (介護老人保健施設 鴻池荘)
淵脇 崇 (土庫病院)
中川 勝利 (訪問看護ステーション みそら)
山本 和典 (訪問看護ステーション あおい)

5)「脳卒中リハビリテーション」コース

平成28年10月13日～平成28年11月17日(全6回)計9時間

場所 西大和リハビリテーション病院

コーディネーター 喜多 頼広(西大和リハビリテーション病院)

受講者22名(会員22名 非会員0名 修了証発行8名)

講師 徳久 謙太郎(西大和リハビリテーション病院)
喜多 頼広(西大和リハビリテーション病院)
政田 純兵(市立奈良病院)
生野 公貴(西大和リハビリテーション病院)
中村 潤二(西大和リハビリテーション病院)
石垣 智也(訪問看護リハビリステーションフィットケア)

6)「運動器リハビリテーション」コース

平成29年1月21日～平成29年2月4日(全8回)計12時間

場所 畿央大学・奈良県社会福祉総合センター

コーディネーター 熊田 直也(白庭病院)

受講者32名(会員31名 非会員1名 修了証発行25名)

講師 榮崎 彰秀(さくらい悟良整形外科クリニック)
久野 剛史(白庭病院)
徳田 光紀(平成記念病院)
唄 大輔(平成記念病院)

専門領域委員会(公1)

委員長 田平 一行

1. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会への登録の推進

勉強会についてお知らせメールなどで広報し、登録の推進を行った。

2. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会の管理

1) 委員会を1回開催し、各勉強会の代表者から活動報告と名簿の提出を受けた。

2) 平成28年度は、下記の5つの勉強会が活動した。

- ・呼吸器循環器系勉強会
- ・奈良整形外科リハビリテーション勉強会
- ・発達障害児・者勉強会
- ・3学会合同呼吸療法認定士取得に向けた勉強会
- ・健康増進・疾病予防・障害予防勉強会
- ・リハビリテーション研究方法論勉強会（休会）

3. 各勉強会活動の支援

勉強会の活動内容や勉強会が主催・共催する研修会について、メールやHPで案内した。

4. 本会と各勉強会が共催して研修会を行った。

- ・奈良整形外科リハビリテーション勉強会

日時：平成28年7月31日

場所：畿央大学

テーマ：「大腿骨頸部骨折の理学療法」

共催：奈良県理学療法士協会、奈良整形外科リハビリテーション勉強会

講師：久野剛史（白庭病院）、榮崎彰秀（さくらい悟良整形外科クリニック）

参加者：63名（会員53名、会員外10名）

- ・奈良整形外科リハビリテーション勉強会

日時：平成28年11月12日・13日

場所：大和高原 ボスコヴィラ

テーマ：「整形外科理学療法の基礎と実践 ―保存療法と術後理学療法―」

共催：奈良県理学療法士協会、奈良整形外科リハビリテーション勉強会

講師：榮崎彰秀（さくらい悟良整形外科クリニック）、他6名

参加者：46名（会員44名、会員外2名）

- ・健康増進・疾病予防・障害予防勉強会

日時：平成29年3月13日（月）

場所：畿央大学

テーマ：「フランスにおけるエルゴノミーの実践」

共催：奈良県理学療法士協会、健康増進・疾病予防・障害予防勉強会

講師：立花 祥太朗（ECOLE D ASSAS）

参加者：34名（会員20名、会員外14名）

ブロック活動推進委員会（公1）

委員長 藤川 和仁

ブロック別症例検討会の開催を中心に事業を行った。

1. 会議

- 1) 全体会議 1回
- 2) 各ブロック会議
 - 北和ブロック 2回
 - 中和ブロック 1回
 - 南和ブロック 1回

2. 各ブロック事業内容

1) 北和ブロック症例検討会

①第1回症例検討会

日 時：平成28年11月18日（金）19時00分～21時00分

会 場：奈良市北部会館 市民文化ホール 多目的室

演題数：5題

参加者：総数62名（会員59名、会員外3名）

②第2回症例検討会

日 時：平成28年11月25日（金）19時00分～21時00分

会 場：奈良市北部会館 市民文化ホール 市民ホール

演題数：6題

参加者：総数58名（会員58名、会員外0名）

2) 中和ブロック

①第1回症例検討会

日 時：平成28年11月11日（金）19時00分～21時00分

会 場：畿央大学 P301教室

演題数：6題（演題数調整のため、南和ブロックの2演題を含む）

参加者：総数26名（会員24名、会員外2名(学生)）

3) 南和ブロック症例検討会

①第1回症例検討会

日 時：平成28年10月28日（金）19時00分～21時00分

会 場：シルクの杜 教室3

演題数：5題

参加者：総数46名（会員46名、会員外0名）

選挙管理委員会（管理）

委員長 和田 祥武

1. 公益社団法人奈良県理学療法士協会役員任期満了に伴う平成29・30年度役員選挙の実施
 - 1) 役員選挙に関する立候補締め切り
 - 2) 役員選挙に関する広報
 - 3) 定期総会での役員選挙の実施

スポーツメディカルサポート委員会（公1）

委員長 福本 貴彦

1. 打ち合わせ
 - 1) 奈良マラソン救護部会会議 3回
 - 2) 委員会議 1回
2. 勉強会

2016年度内に奈良県理学療法士協会主催で9回実施。

 - 1) 第1回

日時：2016年6月12日（日）13時～16時
テーマ：スポーツ理学療法
講師：福本 貴彦（畿央大学）
テーマ：奈良県におけるトレーナー活動の実際
講師：和田 哲宏（田北病院）
会場：畿央大学
参加者数：会員20名 非会員2名
 - 2) 第2回

日時：2016年7月10日（日）13時～16時
テーマ：足関節について
講師：篠原 靖司（立命館大学）
テーマ：足関節捻挫と骨折について
講師：福本 貴彦（畿央大学）
会場：畿央大学
参加者数：会員20名 非会員2名
 - 3) 第3回

日時：2016年8月7日（日）13時～16時
テーマ：テーピング（座学）

講師：福本 貴彦（畿央大学）

テーマ：足関節捻挫と骨折について

講師：和田 哲宏（田北病院）

会場：畿央大学

参加者数：会員16名 非会員7名

4) 第4回

日時：2016年9月11日（日）13時～16時

テーマ：肩関節の理学療法

講師：相良 優太（池田整形外科）

テーマ：肩関節について

講師：森本 光俊（ならやまと整形外科スポーツクリニック）

会場：橿原万葉ホール視聴覚室

参加者数：会員10名 非会員1名

5) 第5回

日時：2016年10月2日（日）13時～16時

テーマ：肘関節（野球肘）について

講師：江川 琢也（奈良県立医科大学附属病院）

テーマ：野球肘健診について

講師：福本 貴彦（畿央大学）

会場：畿央大学

参加者数：会員33名 非会員2名

6) 第6回

日時：2016年11月13日（日）13時～16時

テーマ：奈良県ならマラソン報告

講師：唄 大輔（平成記念病院）

テーマ：奈良県ならマラソン講習会

講師：福本 貴彦（畿央大学）

会場：橿原万葉ホール視聴覚室

参加者数：会員6名 非会員1名

7) 第7回

日時：2016年12月4日（日）13時～16時

テーマ：奈良県のスポーツについて

講師：笠次 良爾（奈良教育大学）

テーマ：野球肘健診について

講師：三星 健吾（北播磨総合医療センター）

会場：畿央大学

参加者数：会員 12 名 非会員 2 名

8) 第 8 回

日時：2017 年 2 月 12 日（日） 13 時～16 時

テーマ：膝関節について

講師：小川 宗宏（奈良県立医科大学附属病院）

テーマ：膝関節（半月板損傷、ACL）について

講師：唄 大輔（平成記念病院）

会場：畿央大学

参加者数：会員 17 名 非会員 1 名

9) 第 9 回

日時：2017 年 3 月 12 日（日） 13 時～16 時

テーマ：スポーツ理学療法概論

講師：福本 貴彦（畿央大学）

テーマ：奈良県でのスポーツリハ 地域活動について

講師：和田 哲宏（田北病院）

会場：畿央大学

参加者数：会員 4 名 非会員 1 名

3. 高校野球のサポート

春季近畿大会奈良予選大会

全国高校野球選手権大会奈良予選大会

秋季近畿大会奈良予選大会

以上 3 大会のサポートを実施

45 名の会員が 3 名/日のシフト制で参加した。

4. マラソン大会

平成 28 年 12 月 11 日（日）に 40 名の会員が参加した。

今年度は全救護所（14 か所）に理学療法士を配置することとなった。

地域包括ケアシステム推進委員会（公 1）

委員長 徳久 謙太郎

1. 委員会 4 回開催

2. 研修会の開催

1) 推進リーダー研修の開催

・介護予防推進リーダー研修の開催

日時：平成 29 年 2 月 19 日（日） 10：00～17：00

場所：白鳳短期大学 201教室

参加人数：会員21名、会員外0名

- ・地域包括ケア推進リーダー研修の開催

日時：平成28年9月25日（日）10：00～16：40

場所：白鳳短期大学 304、305教室

参加人数：会員11名 会員外0名

2) リーダー研修会の開催

- ・第1回

日時：平成28年7月15日（金）19：00～21：00

場所：関西学研医療福祉学院

内容：・奈良市での地域包括ケアに対する協会の取り組みと現状

講師：中村貴信（介護老人保健施設ウェルケア悠）

・各市町村の事業報告と連絡体制の確認

参加人数：会員34名、会員外0名

- ・第2回

日時：平成29年3月10日（金）19：00～20：30

場所：ウェル郡山研修センター

内容：・「住民主体の介護予防」に関する講義とワークショップ

・各市町村の事業報告と連絡体制の確認

参加人数：会員21名、会員外0名

3) アドバンスコースの開催

日時：平成28年4月17日（日）9：30～16：50

場所：畿央大学KB04教室

内容：・『地域包括ケアに関する奈良県理学療法士協会の活動支援状況』

・『通所型・訪問型・個別地域ケア会議を組み合わせた

短期集中型介護予防サービス（生駒市での取り組み）』

講師：徳久 謙太郎（西大和リハビリテーション病院）

・『（住民）介護予防リーダー育成とその活動について

（広陵町・大淀町での取り組み）』

講師：高取 克彦（畿央大学）

・『住民主体の互助活動の推進（三郷町での取り組み）』

講師：西田 宗幹（秋津鴻池病院）

・『地域ケア会議の実際と療法士の役割（上牧町・桜井市での取り組み）』

講師：徳久 謙太郎（西大和リハビリテーション病院）

・ワークショップ

参加人数：会員62名、会員外2名

政策委員会（管理）

委員長 尾崎 文彦

1. 政治参画に関する情報収集

2. （公社）日本理学療法士協会、日本理学療法士連盟との連絡

1）（公社）日本理学療法士協会 都道府県役員懇親会

日 時 平成28年8月20日（土）18時30分～20時00分

会 場 銀座ライオンゲートシティ大崎店

2）（公社）日本理学療法士協会 都道府県役員意見交換会

日 時 平成28年8月21日（日）9時45分～12時15分

会 場 TKP田町カンファレンスセンター

3）日本理学療法士連盟 政策研修会

テーマ 自由民主党の組織および政策実現過程の理解を深めよう

日 時 平成28年10月21日（金）14時～16時

会 場 参議院議員会館

4）小川かつみ君のさらなる活躍を期待する会

日 時 平成28年10月21日（金）18時～20時

会 場 TKP品川カンファレンスセンター

5）日本理学療法士連盟 戦略思考セミナー

テーマ 最新動向と今後の展望

日 時 平成28年10月22日（土）10時～12時30分

会 場 日本理学療法士協会 田町カンファレンスルーム

6）日本理学療法士連盟 総会

日 時 平成29年3月4日（土）10時～13時

会 場 TKP赤坂駅カンファレンスセンター

7）日本理学療法士連盟 研修会

テーマ 地域包括ケアシステム構築に向けた介護予防・

公的保険外サービスの展望

日 時 平成29年3月4日（土）14時30分～17時30分

会 場 TKP赤坂カンファレンスルーム ホール13B

スクールトレーナー推進委員会（公1）

委員長 福本 貴彦

1. 情報収集活動

2016年11月29日（火）16時30分～18時

会場：南大阪病院

出席者：山川智之（大阪府士協会会長） 山野宏章（南大阪病院）

石橋睦仁（奈良県士協会会長） 福本貴彦（畿央大学）

公的委員会報告

奈良県医療推進協議会

委員 石橋 睦仁

この協議会の目的は、奈良県民の健康の増進と福祉の向上を図るため、奈良県における医療・介護・保健及び福祉行政の拡充強化をめざし、積極的に諸活動を推進することです。

役員会：平成29年3月15日（水） 午後6時から、橿原観光ホテルにて

- ・各構成団体の役員交代に伴う本協議会役員名簿の変更について
- ・「これからの医療について」奈良県医師会塩見俊次会長
- ・受動喫煙防止対策の取り組みについて

奈良県障害者介護給付費等不服審査会

委員 石橋 睦仁

今年度は未開催。

日本医療マネジメント学会奈良支部幹事会

幹事 石橋 睦仁

日本医療マネジメント学会の各都道府県に設置されている奈良支部である。毎年学術集会を開催し、医療マネジメントの多職種による強化を推進している。

幹事会を年2回開催。学術集会を年1回、幹事所属の主幹病院が担当となり開催。

日本医療マネジメント学会第12回奈良支部学術集会

担 当：奈良県立医科大学付属病院

日 時：平成29年1月21日（土）

会 場：奈良県社会福祉総合センター

テーマ：「チーム医療」 ～チーム医療推進からチーム医療充実へ～

内 容：特別講演、教育講演、ランチョンセミナー、一般演題（口述・ポスター）、機器
展示、書籍販売

参加者：401名

奈良県高次脳機能障害

リハビリテーション講習会実行委員会

委員 西田 宗幹

今年度も社団法人日本損害保険協会助成事業として、当事者・家族、医療関係者を対象に奈良県脳外傷友の会あすかが事務局となり開催された。同会会員、医師、PT、OT、ST等での実行委員会にて第17回講習会の企画・運営。実行委員会議は計2回実施。当日は運営スタッフとして参加。

第17回講習会

日 時：平成28年9月22日（木・祝）午後1時～5時

会 場：奈良市西部会館市民ホール（奈良市）

参加者：230名

テーマ：～発症から社会参加に向けて～

内 容：当事者からの体験発表「高次脳機能障害と就労」

委員会作業療法士によるワークショップ

長年高次脳機能障害とかかわってきたリハ医による講演

奈良県介護実習・普及センター運営委員会

委員 西田 宗幹

平成29年3月8日（水） 奈良県介護実習普及センターにおいて平成28年度の運営委員会が開催された。今年度の計画も予定通り行われ、新たな企画であった福祉機器展や介護予防講座も踏まえた広報や内容に関する反省点、次年度計画の報告・実施に向けての意見交換などが行われた。

なら介護の日 2016 実行委員会

委員 松村 明子

平成20年7月に厚生労働省が11月11日を「介護の日」と制定したことに伴い、行政、NPO、専門職団体などで実行委員会を構成し、イベントを企画・運営。

日時：平成28年11月5日（土） 午前11時30分～午後4時15分

会場：なら100年会館・中ホール

内容：1) イベントステージ

奈良介護大賞2016の発表と表彰

親守歌・歌会2016

記念講演 関口祐加（映画監督）

「毎日がアルツハイマー2 関口監督、イギリスへ行く編」

2) 介護フェア

介護なんでも相談、福祉用品相談・展示コーナー

介護食試食コーナー

本会は、奈良県作業療法士会と奈良県言語聴覚士会と合同で「リハビリ相談」コーナーを担当し、6件ほどの相談に対応しています。

高次脳機能障害支援体制検討委員会

委員 松村 明子

平成28年8月30日（火）に昨年度開催できなかった、平成27年度分の検討委員会が文化会館で開催された。平成27年度事業実績と平成28年度の事業計画が報告された。相談件数は平成26年度と比較して減少しているが、新規の相談はほぼ同数のことから、高次脳機能障害者のネットワークが広がり、生活が定着してきているのではないかと報告があった。また、就労への取り組みとして「ソーシャルスキルトレーニング（SST）」の紹介があり、平成28年度からは、高次脳機能障害に特化したSSTプログラムの開発・実施を行っていくことも報告された。

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	4,896,646	2,957,901	1,938,745
前渡金	0	284,646	△ 284,646
未収会費	430,000	860,000	△ 430,000
流動資産合計	5,326,646	4,102,547	1,224,099
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
事務所移転積立金	9,674,129	8,968,129	706,000
備品購入積立金	1,886,152	1,746,313	139,839
特定資産合計	11,560,281	10,714,442	845,839
(3) その他の固定資産			
什器備品	310,379	438,606	△ 128,227
電話加入権	74,984	74,984	0
ソフトウェア	1,620,000	2,268,000	△ 648,000
保証金	200,000	200,000	0
その他固定資産合計	2,205,363	2,981,590	△ 776,227
固定資産合計	13,765,644	13,696,032	69,612
資産合計	19,092,290	17,798,579	1,293,711
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	309,936	78,840	231,096
預り金	33,275	11,231	22,044
流動負債合計	343,211	90,071	253,140
負債合計	343,211	90,071	253,140
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(11,560,281)	(10,714,442)	△ 845,839
正味財産合計	18,749,079	17,708,508	1,040,571
負債及び正味財産合計	19,092,290	17,798,579	1,293,711

貸借対照表内訳表

平成29年3月31日現在

(単位 円)

科 目	公益目的事業	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	1,057,227	314,776	3,524,643		4,896,646
前渡金					0
未収会費	224,700	27,065	178,235		430,000
流動資産合計	1,281,927	341,841	3,702,878	0	5,326,646
2. 固定資産					
(1) 特定資産					
事務所移転積立金	5,030,067		4,644,062		9,674,129
備品購入積立金	786,152		1,100,000		1,886,152
特定資産合計	5,816,219	0	5,744,062	0	11,560,281
(2) その他固定資産					
什器備品	310,377		2		310,379
電話加入権	37,492		37,492		74,984
ソフトウェア	1,296,000	113,400	210,600		1,620,000
賃貸事務所保証金	104,000		96,000		200,000
その他固定資産合計	1,747,869	113,400	344,094	0	2,205,363
固定資産合計	7,564,088	113,400	6,088,156	0	13,765,644
資産合計	8,846,015	455,241	9,791,034	0	19,092,290
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	309,936				309,936
預り金	27,149		6,126		33,275
流動負債合計	337,085	0	6,126	0	343,211
負債合計	337,085	0	6,126	0	343,211
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
指定正味財産合計					
2. 一般正味財産	8,508,930	455,241	9,784,908	0	18,749,079
(うち特定資産への充当額)	(5,816,219)	0	(5,744,062)	0	(11,560,281)
正味財産合計	8,508,930	455,241	9,784,908		18,749,079
負債及び正味財産合計	8,846,015	455,241	9,791,034	0	19,092,290

正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			
特定資産受取利息	146	2,024	△ 1,878
② 会費収入			
会員会費収入	12,315,500	11,622,500	693,000
賛助会員会費収入	160,000	200,000	△ 40,000
③ 補助金収益	200,000	320,000	△ 120,000
④ 事業収益			
会場整理費	2,408,864	2,027,436	381,428
⑤ 雑収入	10,417	13,015	△ 2,598
経常収益計	15,094,927	14,184,975	909,952
(2) 経常費用			
① 事業費	(10,548,865)	(10,284,365)	(264,500)
給料手当	471,859		471,859
福利厚生費	217,401	295,144	△ 77,743
会議費	956,694	356,358	600,336
旅費交通費	361,383	464,650	△ 103,267
通信運搬費	1,244,345	1,855,451	△ 611,106
什器備品減価償却費	128,227	62,843	65,384
ソフトウェア減価償却費	563,760	563,760	0
消耗品費	665,034	444,819	220,215
印刷製本費	1,076,780	2,007,196	△ 930,416
光熱水料費	26,941	19,509	7,432
賃借料	540,396	453,240	87,156
諸謝金	2,330,281	2,059,500	270,781
支払負担金	1,106,250	772,228	334,022
会場費	675,714	818,067	△ 142,353
広告費	94,800	111,600	△ 16,800
慶弔費	20,000		20,000
雑費	69,000		69,000
② 管理費	(3,505,491)	(3,738,616)	(△ 233,125)
給料手当	449,741	14,800	434,941
福利厚生費	5,823		5,823
会議費	415,194	496,633	△ 81,439
旅費交通費	536,339	588,813	△ 52,474
通信運搬費	441,277	617,707	△ 176,430
什器備品減価償却費		2,082	△ 2,082
ソフトウェア減価償却費	84,240	84,240	0

	消耗品費	325,526	289,499	36,027
	印刷製本費	278,532	424,527	△ 145,995
	光熱水料費	16,513	18,009	△ 1,496
	賃借料	331,224	418,380	△ 87,156
	保険料	94,050	88,710	5,340
	諸謝金		23,200	△ 23,200
	支払手数料	427,032	459,216	△ 32,184
	慶弔費		30,000	△ 30,000
	支払負担金		50,000	△ 50,000
	渉外費	100,000	132,800	△ 32,800
	経常費用計	14,054,356	14,022,981	31,375
	評価損益等調整前当期経常増減額			0
	基本財産評価損益等			0
	特定資産評価損益等			0
	投資有価証券評価損益等			0
	評価損益等合計	0	0	0
	当期経常増減額	1,040,571	161,994	878,577
	当期一般正味財産増減額	1,040,571	161,994	878,577
	一般正味財産期首残高	17,708,508	17,546,514	161,994
	一般正味財産期末残高	18,749,079	17,708,508	1,040,571
Ⅱ	指定正味財産増減の部			
	一般正味財産への振替額			
	当期指定正味財産増減額	0	0	0
	指定正味財産期首残高	0	0	0
	指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ	正味財産期末残高	18,749,079	17,708,508	1,040,571

正味財産増減計算書内訳表

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位 円)

科 目	公益事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 特定資産運用益					
特定資産受取利息	75		71		146
② 会費収入					
会員会費収入	6,280,900	597,304	5,437,296		12,315,500
賛助会員会費収入	160,000				160,000
③ 補助金収益	200,000				200,000
④ 事業収益					
会場整理費	2,408,864				2,408,864
⑤ 雑収入	10,417				10,417
経常収益計	9,060,256	597,304	5,437,367	0	15,094,927
(2) 経常費用					
① 事業費	(10,048,575)	(500,290)	()	()	(10,548,865)
給料手当	471,859				471,859
福利厚生費	6,108	211,293			217,401
会議費	908,694	48,000			956,694
旅費交通費	361,383				361,383
通信運搬費	1,191,633	52,712			1,244,345
什器備品減価償却費	128,227				128,227
ソフトウェア減価償却費	518,400	45,360			563,760
消耗品費	632,109	32,925			665,034
印刷製本費	1,076,780				1,076,780
光熱水料費	26,941				26,941
賃借料	540,396				540,396
諸謝金	2,330,281				2,330,281
支払負担金	1,016,250	90,000			1,106,250
会場費	675,714				675,714
広告費	94,800				94,800
慶弔費		20,000			20,000
雑費	69,000				69,000
② 管理費	()	()	(3,505,491)	()	(3,505,491)
給料手当			449,741		449,741
福利厚生費			5,823		5,823
会議費			415,194		415,194
旅費交通費			536,339		536,339
通信運搬費			441,277		441,277
ソフトウェア減価償却費			84,240		84,240

消耗品費			325,526		325,526
印刷製本費			278,532		278,532
光熱水料費			16,513		16,513
賃借料			331,224		331,224
保険料			94,050		94,050
支払手数料			427,032		427,032
渉外費			100,000		100,000
経常費用計	10,048,575	500,290	3,505,491	0	14,054,356
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 988,319	97,014	1,931,876		1,040,571
基本財産評価損益等					0
特定資産評価損益等					0
投資有価証券評価損益等					0
評価損益等合計	0	0	0		0
当期経常増減額	△ 988,319	97,014	1,931,876	0	1,040,571
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 988,319	97,014	1,931,876	0	1,040,571
一般正味財産期首残高	9,497,249	358,227	7,853,032	0	17,708,508
一般正味財産期末残高	8,508,930	455,241	9,784,908	0	18,749,079
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	8,508,930	455,241	9,784,908	0	18,749,079

財産目録

平成29年3月31日現在

(単位 円)

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等		金額	
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	189,864	189,864		
	預金	普通預金 南都銀行手貝支店	運転資金として	4,706,782	4,706,782		
	未収会費			430,000	430,000		
流動資産合計				5,326,646	5,326,646		
(固定資産)							
特定資産	事務所移転積立金	普通預金 南都銀行手貝支店	事務所移転の積立金であり、公益事業の為の資産取得資金として管理されている預金	5,030,067			
		普通預金 南都銀行手貝支店	事務所移転の積立金であり、法人会計の為の資産取得資金として管理されている預金	4,644,062	9,674,129		
その他固定資産	備品購入積立金	普通預金 南都銀行手貝支店	公益事業の必要備品購入の為に管理されている預金	786,152			
		普通預金 南都銀行手貝支店	法人会計の必要備品購入の為に管理されている預金	1,100,000	1,886,152		
	什器備品	パソコン4点、プロジェクター	公益事業に使用される備品	310,377			
		パソコン2点	法人会計に使用される備品	2	310,379		
	電話加入権		公益事業に使用される電話	37,492			
			法人会計に使用される電話	37,492	74,984		
	ソフトウェア		公益事業に使用されるウェブサイト初期構築費用	1,296,000			
			収益事業等会計に使用されるウェブサイト初期構築費用	113,400			
	事務所賃貸保証金		法人会計に使用されるウェブサイト初期構築費用	210,600	1,620,000		
			公益事業使用の為の保証金	104,000			
		法人会計使用の為の保証金	96,000	200,000			
固定資産合計				13,765,644	13,765,644		
資産合計				19,092,290	19,092,290		
(流動負債)							
	未払金	中谷印刷所	公益事業の学術誌の印刷製本費の未払	199,800			
		中谷印刷所	公益事業の学術誌の通信運搬費の未払	31,296			
		(株)キュービット	ウェブサイト保守費用等の未払	62,640			
		(株)ペイジェント	決済システムの未払	16,200	309,936		
	預り金	源泉所得税	公益事業の講師料の源泉所得税	27,149			
		源泉所得税	法人会計の税理士の源泉所得税	6,126	33,275		
流動負債合計				343,211	343,211		
負債合計				343,211	343,211		
正味財産				18,749,079	18,749,079		

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

什器備品、ソフトウェアについては定額法による減価償却を実施している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

単位(円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
事務所移転積立金	8,968,129	706,000	0	9,674,129
備品購入積立金	1,746,313	139,839	0	1,886,152
合 計	10,714,442	845,839	0	11,560,281

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

単位(円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
特定資産				
事務所移転積立金	9,674,129		(9,674,129)	
備品購入積立金	1,886,152		(1,886,152)	
合 計	11,560,281		(11,560,281)	

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

単位(円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,220,763	910,384	310,379
ソフトウェア	3,240,000	1,620,000	1,620,000
合 計	4,460,763	2,530,384	1,930,379

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記2. に記載している。

平成28年度 中間監査報告書

公益社団法人奈良県理学療法士協会

会 長 石 橋 睦 仁 様

平成 28 年 10 月 30 日
公益社団法人奈良県理学療法士協会

監 事 門 脇 明 仁



監 事 中 俣 悦 雄



標記の件について下記の通り中間監査を行いましたので、その結果を報告いたします。

記

業務監査	平成 28 年 10 月 22 日 14:00~14:30	協会事務所
財務監査	平成 28 年 11 月 30 日 19:15~20:40	かしの木園

1. 監査の概要

- (1) 理事の業務執行の監査については、総会、理事会及びその他会議に出席し、理事及び使用人から業務の報告を受け、議事録、業務報告書等を閲覧し、必要に応じて説明を求め業務の妥当性を検討した。
- (2) 財務監査については、会計帳票、通帳、現金、証拠書類を確認し、業務執行との整合性と、予算執行の妥当性を検討した。

2. 監査の結果

- (1) 理事の職務の執行に関する不正行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はなく、適正に職務が執行されたと認める。
- (2) 上半期の事業は順調に執行されている。
- (3) 予算の執行は順調に推移し、財産の管理運営は適正であると認める。

以上

監査報告書

公益社団法人奈良県理学療法士協会

会 長 石 橋 睦 仁 様

平成 29 年 4 月 22 日
公益社団法人奈良県理学療法士協会

監 事 門 脇 明 仁 

監 事 中 俣 悦 雄 

私達は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度における理事の職務執行及び計算書類等の監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法とその内容

(1) 理事の業務執行の監査について

総会、理事会及びその他会議に出席し、理事及び使用人から業務の報告を受け、議事録、業務報告書、役員メール等を閲覧し、必要に応じて説明を求め業務の妥当性を検討した。

(2) 計算書類等の監査について

会計帳票並びに関係書類を閲覧し、その他必要と思われる手続きを用いて、事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書及び財産目録並びに収支計算書について検討した。

2. 監査の結果

- (1) 理事の職務の執行に関する不正行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はなく、適正に職務が執行されたと認める。
- (2) 業務報告書は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく報告しているものと認める。
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書、財産目録並びに収支計算書は、法人の財務状況及び財産の増減の内容並びに収支の状況を適正に表示しているものと認める。

3. 意見

年度末の事業報告、決算報告作成に関して、各部・委員会からの書類提出・報告の遅れがみられ、報告書作成担当の総務および財務担当者に大きな負担がかかっている。今後、年度末に実施される事業の期日を調整し、担当理事が部長・委員長に対して速やかな報告書、領収書の提出を指導するなど、具体的な対策を検討いただきたい。

以上

第2号議案

平成29年度事業計画・予算案の承認に関する件

会長 石橋 睦仁

近年、会員数の増加により「理学療法の質」が懸念され、その向上を図ることは最重要課題となっています。この重要課題を解決していくには、学術的活動は必須であり、それを充実させるためには、理学療法士の組織力を高め体制を整えなければなりません。

そこで、平成29年度は、「組織力の強化」、「公益事業の拡充」、「災害対策支援強化」の3大テーマとして活動したいと思います。

「組織力の強化」は、①日本理学療法士協会推進の指定管理者ネットワークの推進を図ること、②事務局機能の充実を図ること、③IT化の強化を図ること、を目標とします。IT化の一環で、ホームページの充実を図り、事務員への業務移行を進め、県内の各病院や施設、事業所、養成校所属の長と連携を強化することで、本会の組織力をさらに高めていきたいと考えています。

「公益事業の拡充」は、今後の人口動態の変化に対応し、県民の皆様には病気や障害になる前から「健康」への意識付けや、行政、各種団体との連携を図りながら、「健康寿命の延伸」に寄与できるようにしていきたいと思います。特に“予防理学療法領域への参画強化”を図ることが重点課題になると考え、今年度は、①地域包括ケアシステム参画を推進すること、②成長期の児童への取り組みとして、スクールトレーナーへの参画を推進すること、③行政、各種団体への連携、協力を推進することを目標とします。

「災害対策支援強化」は、この日本国内で、いつどこで起こるかわからない自然災害、大災害時の我々の活動を整理し、活動できる人材の育成、確保が急務となっています。阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本の震災などの大規模災害から、日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team, JMAT）、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（Japan Rehabilitation Assistance Team, JRAT）の組織が形成され活動されてきました。しかし、“災害時のリハビリテーション”いわゆる「生活不活発病予防等の健康管理」がしっかりと理解され、避難所や仮設住宅といった環境のなかで「自立支援」を果たせるセラピストが少ないのが現状であり、課題となっています。まずは、我々理学療法士の役割は何か、実際どのように活動していかなければならないのかを広報する。そして実践できる人材を育成し確保していく必要があります。一人でも多くのセラピストの理解と積極的な活動をしていただきたいと思います。今年度は、災害対策委員会を設置し、その活動の準備を進めていきます。

事務局

局長 増田 崇

総務部（管理）

部長 中野 昌之

1. 定款・定款細則および諸規程の運営
2. 本会の登記に関する手続き
3. 公文書・報告書などの発送・受領およびその管理
4. 本会および関係業種の刊行物の受領
5. 理事会・運営管理・議事録保管
6. 総会等、本会会議の開催および議事録の作成・保管
7. 奈良県への法人活動報告
8. 備品および物品の管理
9. 事務所の管理
10. 公印管理
11. 窓口業務

会員管理部（他1・管理）

部長 吉田 陽亮

1. 会員管理事業
2. 会員名簿作成・管理事業
3. 挨拶状送付事業
4. 郵送事業
5. 慶弔に関する事業
6. その他

財務部（管理）

部長 布上 芳雄

1. 財産・会計業務
2. 予算・決算業務
3. 会費徴収業務
4. 資産管理業務

福利厚生部（他 1）

部長 細川 彰子

1. 福利厚生部事業開催

社会局

局長 西田 宗幹

医療保険部（公 1）

部長 江村 修二

1. 情報収集
2. 日本理学療法士協会との連絡
3. 医療保険に関する情報提供

介護保険部（公 1）

部長 堀 義範

1. 部会の開催（年に約 8 回の開催を予定）
2. 介護保険分野・在宅リハビリテーションに関連する情報収集および情報提供、相談窓口
3. 介護保険分野・在宅リハビリテーションに関連する研修会の開催（会員・他職種を対象）
 - 1) 医療介護連携 情報交換会
日 時：平成 29 年 6 月開催予定
会 場：かしはら万葉ホール和室
テーマ：「未定」
 - 2) 第 8 回三士会合同訪問リハビリテーション実務者研修会の開催
日 時：平成 29 年 11 月開催予定
会 場、テーマ、講師は未定
 - 3) 研修企画・事業
会 場、テーマ、講師は未定
 - 4) 研修企画・事業
日 時：平成 30 年 1 月開催予定
会 場、テーマ、講師は未定

社会福祉部（公 1）

部長 榮崎 彰秀

1. 社会資源の情報収集と情報提供を行う。

理学療法啓発部（公 1）

部長 岡本 敦

1. 理学療法フェスタ（イベントタイトル：未定）
介護予防・健康増進キャンペーン（共通タイトル）
日時：未定（平成29年度 理学療法週間前後の日曜日を予定）
以下の3企画を同時開催予定
 - 1) 公開講座
テーマ：未定、講師：現在交渉中
 - 2) 理学療法啓発活動
相談会、奈良県理学療法士協会グッズ配布、パネル展示、ビデオ放映、リーフレット
 - 3) 体力測定
2. 第6回 理学療法川柳募集
3. 新聞広告掲載作業の管理・運営（継続に関して理事会にて検討中）
4. なら介護の日2017の運営協力
5. 平成30年度 理学療法フェスタの企画
6. 「奈良県で働く理学療法士の写真パネル」作成
7. グッズ作成の検討
8. 事務員への業務移行検討

学術局

局長 田平 一行

生涯学習部（公 1）

部長 中村 潤二

1. 部会の開催
年3～4回の開催を予定
2. 新人教育プログラムセミナーの開催
必須初期研修5テーマを含む14テーマを実施し、一年間での新プロが修了可能となるように設定しており、以下が開催予定。
 - 1) 第1回新人教育プログラムセミナー：平成29年5～6月予定
 - 2) 第2回新人教育プログラムセミナー：平成29年8～9月予定
 - 3) 第3回新人教育プログラムセミナー：平成29年11～12月予定
 - 4) 第4回新人教育プログラムセミナー：平成30年2～3月予定

3. 日本理学療法士協会への研修会登録の申請管理

研修部（公1）

部長 中村 洋貴

1. 部会の開催

年2回の開催予定

2. 研修会の開催

1) 第1回研修会

日 時：平成29年度 上半期 開催予定

会 場、テーマ、講師は未定

2) 理学療法士講習会（基本編 理論）

日 時：平成29年8月 日付・曜日未定 9時00分～16時20分

会 場：未定

テーマ：「エビデンスに基づく脳卒中理学療法評価と治療」

講師：①松尾 篤（畿央大学）

（予定）②徳久 謙太郎（西大和リハビリテーション病院）

③生野 公貴（西大和リハビリテーション病院）

④中村 潤二（西大和リハビリテーション病院）

3) 第2回研修会：平成29年度 下半期 開催予定

会 場、テーマ、講師は未定

4) 理学療法士講習会（基本編 理論）

日 時：平成30年2月 日付・曜日未定 9時00分～16時20分

会 場：畿央大学

テーマ：「吸引の基本と実際（人工呼吸器を用いて）」

講師：①田平 一行（畿央大学）

（予定）②増田 崇（奈良県総合医療センター）

③山科 吉弘（藍野大学）

④赤壁 智哉（奈良市立奈良病院）

学術誌部（公1）

部長 岡田 洋平

1. 学術誌編集・発刊

1) 誌名：「奈良理学療法学」

2) 投稿原稿の受付から査読、編集作業、印刷、発刊

3) 発刊予定：平成30年3月

4) その他：本会ホームページへの投稿論文の募集案内

国会図書館、医学中央雑誌刊行会への奈良理学療法学寄贈

広報局

局長 松村 明子

会誌部（公1）

部長 堀口 元司

1. (公社) 奈良県理学療法士協会会誌第23号編集・発行

2. (公社) 奈良県理学療法士協会会誌第24号編集

ホームページ管理部（公1・管理）

部長 赤松 眞吾

1. 奈良県理学療法士協会 ホームページ更新

1) 随時更新

2) ホームページ編集権限管理：各部にユーザー名、パスワードを設定し、各部での掲載、編集

3) 事務所に業務引き継ぎ

2. 奈良県理学療法士協会 ホームページシステム修正

1) キュービットに連絡して不具合等修正

2) 決済システム：キャリア決済の開始（継続中）

3) 奈良県理学療法士協会HPの活用（関係者閲覧用ページの作成）：情報発信、電子承認、各書式、様式・マニュアル等

各委員会

第27回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 岡本 敦

準備委員長 岩田 健二

第27回奈良県理学療法士学会の準備・開催

1. 日時：平成29年9月 3日（日） 9：30～16：50

2. 会場：天理教おやさとかた南右第二棟 陽気ホール

3. 内容：テーマ「みんなで考えよう！理学療法士に出来ること」

◆特別講演

「関節拘縮と理学療法」

講師：林 典雄（運動器機能解剖学研究所 代表取締役）

◆シンポジウム

「一歩踏み出そう！地域包括ケアシステム

～自分たちに、今できる取り組みを考えよう～」

総合司会：徳久 謙太郎（西大和リハビリテーション病院）

シンポジスト5名

◆一般演題（口述発表）

24演題予定

第28回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 福本 貴彦
準備委員長 岡田 洋平

会議3回開催（予定）

1. 準備委員の選出
2. 特別講演・教育セミナー講師選出・依頼・内諾
3. 開催日の決定
4. 会場の選定・予約
5. 趣意書・演題募集要項の作成・配送
6. 査読者・座長の選出

表彰審査委員会（他1）

委員長 堀口 元司

1. 表彰式準備・運営
2. 各種表彰審査

新人研修委員会（公1）

委員長 和田 善行

平成29年度は、全6コースの開催予定です。

1. 講習会開催予定

- 1)「呼吸器リハビリテーション」コース（全8回予定）
コーディネーター 田岡 久嗣（天理よろず相談所病院 白川分院）
- 2)「循環器リハビリテーション」コース（全8回予定）
コーディネーター 中村 洋貴（高井病院）
- 3)「装具・車椅子」コース（全7回予定）
コーディネーター 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）
- 4)「訪問リハビリテーション」コース（全7回予定）
コーディネーター 中谷 充志（喜多野診療所 訪問リハビリテーション）
- 5)「運動器リハビリテーション」コース（全8回予定）
コーディネーター 熊田 直也（白庭病院）
- 6)「脳卒中リハビリテーション」コース（全6回予定）
コーディネーター 喜多 頼広（西大和リハビリテーション病院）

専門領域委員会（公1）

委員長 田平 一行

1. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会への登録の推進
2. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会の管理
3. 各勉強会活動の支援
4. 奈良県理学療法士協会と勉強会の共催の研修会の開催（3回程度）

ブロック活動推進委員会（公1）

委員長 藤川 和仁

1. 委員会、ブロック会議の開催
2. ブロック別症例検討会の開催
3. ブロック活動の検討、支援

選挙管理委員会（管理）

委員長 和田 祥武

1. 公益社団法人奈良県理学療法士協会役員任期満了に伴う平成29・30年度役員選挙（実施予定）
 - 1) 告示による立候補者の受け付け（自薦、他薦）（実施予定）

スポーツメディカルサポート委員会（公1）

委員長 福本 貴彦

1. 打ち合わせ
 - 1) 高校野球サポートの会議は随時開催
 - 2) 奈良マラソン救護部会会議は随時開催
 - 3) 委員の会議は勉強会後に年1回実施
2. 勉強会
平成29年度に県士会主催で9回実施予定。
3. 高校野球のサポート
段取りは平成28年度同様で実施予定。
4. マラソン大会
段取りは平成28年度同様で実施予定。

地域包括ケアシステム推進委員会（公1）

委員長 徳久 謙太郎

1. 委員会の開催
2. 研修会の開催
 - 1) 推進リーダー導入研修会の開催
 - (1) 介護予防推進リーダー導入研修
 - (2) 地域包括ケア推進リーダー導入研修
 - 2) リーダー研修会の開催
 - 3) アドバンスコースの開催
3. 地域ケア会議、介護予防事業の見学・体験支援

政策委員会（管理）

委員長 尾崎 文彦

1. 政治参画に関する情報収集
2. (公社)日本理学療法士協会、日本理学療法士連盟、奈良県理学療法士連盟との連携

スクールトレーナー推進委員会（公1）

委員長 福本 貴彦

1. 打ち合わせ
 - 1) 委員会議は年1回実施
2. 勉強会

平成29年度内に奈良県理学療法士協会主催で1回実施予定。
講師は山川先生（大阪府士協会会長）を予定している。
3. 活動
 - 1) 情報収集活動

大阪府士協会との打ち合わせなど
 - 2) 奈良県教育委員会との調整

災害対策委員会（公1）

委員長 西田 宗幹

1. 委員会開催

全4回の開催予定
2. 他県での災害対策関係事業 実施状況の情報収集
3. 災害支援マニュアルの検討・作成
4. JIMTEF研修の受講
5. 士会員に対する研修会の内容検討
6. 奈良県JRATとの連携

平成29年度 収支予算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位 円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
平成28年度				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
収支予算書				
会員会費収入	6,426,000	611,100	5,562,900	12,600,000
賛助会員会費収入	180,000			180,000
②事業収入				
会場整理費	2,226,400			2,226,400
③雑収入	1,920,000			1,920,000
経常収益合計	10,752,400	611,100	5,562,900	16,926,400
(2) 経常費用				
①事業費				
給料手当	800,000			800,000
福利厚生費		370,000		370,000
会議費	1,183,000	52,000		1,235,000
旅費交通費	472,000			472,000
通信運搬費	1,971,544	10,000		1,981,544
什器備品減価償却費	126,498			126,498
ソフトウェア減価償却費	518,400	45,360		563,760
消耗品費	491,500	115,000		606,500
印刷製本費	1,057,500			1,057,500
光熱水料費	50,000			50,000
賃借料	450,000			450,000
諸謝金	2,584,000			2,584,000
支払負担金	870,000			870,000
会場費	465,000			465,000
広告費	100,000			100,000
②管理費				
給料手当			800,000	800,000
会議費			565,500	565,500
旅費交通費			400,000	400,000
通信運搬費			443,000	443,000
ソフトウェア減価償却費			84,240	84,240
消耗品費			323,000	323,000
印刷製本費			430,000	430,000
光熱水料費			50,000	50,000
賃借料			450,000	450,000
保険料		105,000		105,000
諸謝金			20,000	20,000
支払手数料			430,000	430,000
会場費			20,000	20,000
慶弔費		50,000		50,000
雑費			50,000	50,000
経常費用計	11,139,442	747,360	4,065,740	15,952,542
当期経常増減額	△ 387,042	△ 136,260	1,497,160	973,858
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				0
経常外費用計				0
当期経常外増減額				0
他会計振替額				0
当期一般正味財産増減額	△ 387,042	△ 136,260	1,497,160	973,858
一般正味財産期首残高	9,413,922	225,267	8,318,392	17,957,581
一般正味財産期末残高	9,026,880	89,007	9,815,552	18,931,439
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
Ⅲ 正味財産期末残高	9,026,880	89,007	9,815,552	18,931,439

第 3 号議案

平成 2 9 年度・3 0 年度理事及び監事の選任に関する件

選挙管理委員 和田 祥武
 浅川 数典
 中谷 充志

（公社）奈良県理学療法士協会定款第 2 7 条により平成 2 9 年 3 月 1 1 日、理事、監事の役員選挙の公示を行い、平成 2 9 年 4 月 1 0 日に立候補を締め切りました。協会定款第 2 3 ・ 2 4 条および細則により、第 2 4 回総会において平成 2 9 年・3 0 年度の協会役員を選出します。

立候補者氏名

理事候補 定数 8 名以上 1 0 名以内

石橋 睦仁（高の原中央病院）
増田 崇 （奈良県総合医療センター）
松村 明子（介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス）
西田 宗幹（秋津鴻池病院）
田平 一行（畿央大学）
中村 貴信（介護老人保健施設 ウェルケア悠）
北村 哲郎（奈良県立医科大学附属病院）
徳久 謙太郎（西大和リハビリテーション病院）
和田 善行（平成記念病院）

監事候補 定数 3 名以内

門脇 明仁（吉田病院）
中俣 悦雄（済生会御所病院）

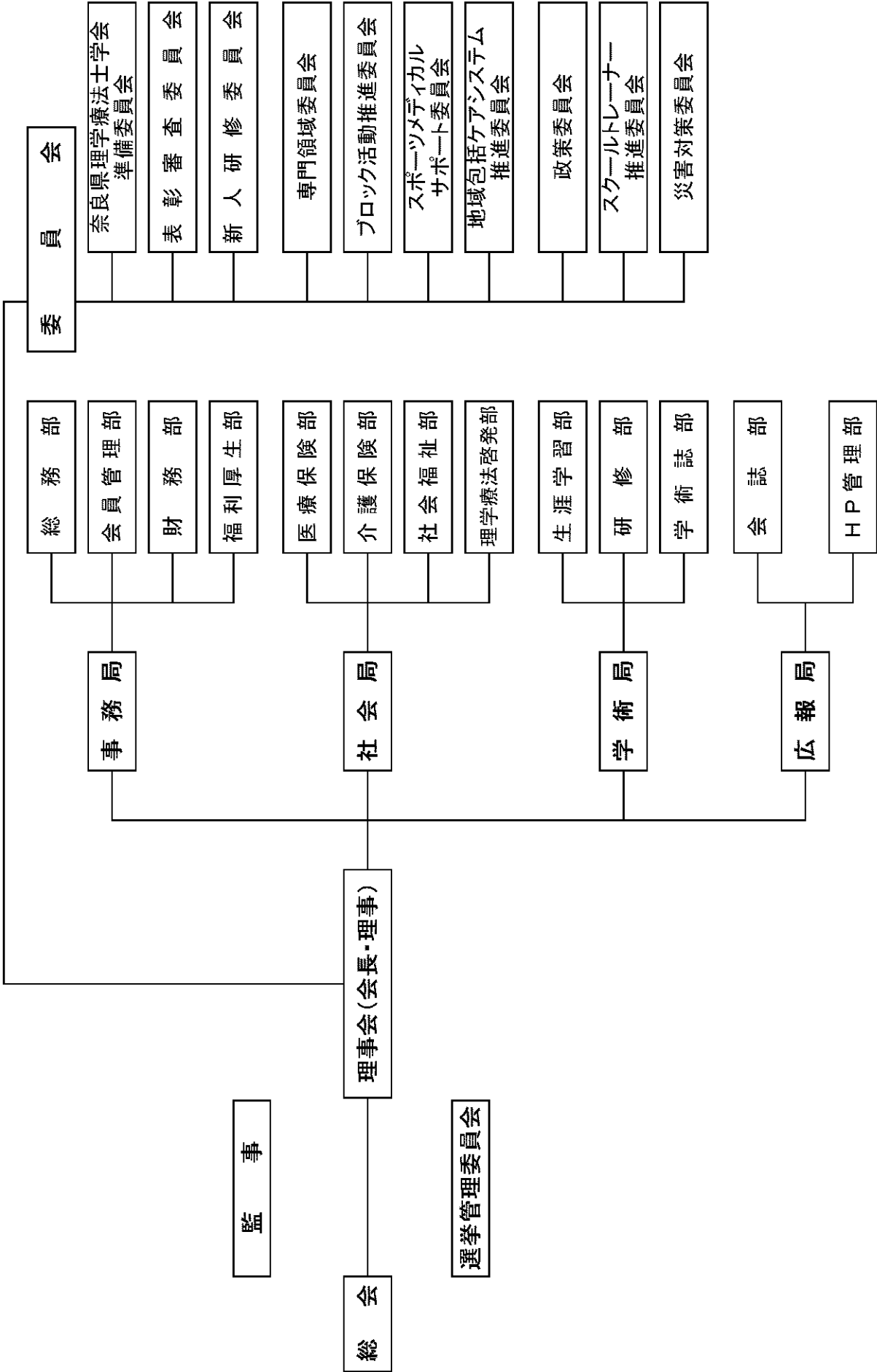
第 4 号議案

選挙管理委員選出に関する件

（公社）奈良県理学療法士協会細則により、総会において正会員の中から選挙管理委員を選出します。任期は平成 29 年・30 年度の 2 年間です。

資料

(公社)奈良県理学療法士協会組織



公益社団法人奈良県理学療法士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、奈良県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であつて理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 総 会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種別及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

3 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事会の決議に基づき、開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、少なくとも総会の日1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、総会の日2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面決議等)

第21条 総会に出席しない正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができ、また、理事会において総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、

同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 前2項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員に対する報酬等及び費用に関する規程による。

第5章 理 事 会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所、目的である事項等の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は尾崎文彦、業務執行理事（副会長）は石橋睦仁及び増田崇とする。

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款細則

(総則)

第 1 条 この細則は、公益社団法人奈良県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第 2 条 この法人が行う事業及び活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第 3 条 この法人の定款第 6 条第 1 項第 1 号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、1 年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第 4 条 この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。会費納入期限は原則として 5 月 31 日とする。

2 賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。

3 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第 5 条 局・部及び委員会は理事会の決議を経て設置する。

2 局長は、理事会の任命により局を運営する。

3 部長は、理事会の任命により部を運営する。部員は部長が選任し、会長が委嘱する。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第 6 条 理事は部長又は部員を兼任することはできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第 7 条 部の担当する職務分担については、分掌規程に定める。

第 8 条 部長及び委員の任期については、定款第 27 条を準用する。

(理事会に関する項)

第 9 条 理事会は原則として年 6 回以上開催する。

(諮問機関に関する項)

第 10 条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第 11 条 諮問委員会の委員長は理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。なお、任期は、審査諮問に要する期間とする。

第 12 条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなけ

ればならない。また、委員会は時期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第 13 条 この法人の定款第 37 条の資産管理の方法は総務部で立案し、総会の決議を経て、財務部で行う。

(財務に関する項)

第 14 条 備品台帳には、購入価格 100,000 円以上のものを記載するものとする。

第 15 条 この法人の正会員が行動するための運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定および支出は、役員の報酬等及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

(表彰に関する項)

第 16 条 会員の表彰について、その種類や基準等については表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第 17 条 この法人の慶弔に関しては、次による。

(1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、弔慰金にて表意する。

(2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。

(3) 本項は、会員又は家族などの通知により、適用するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第 18 条 この細則の変更は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会分掌規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 事務局長は以下を統括する。

1) 総務部

- ① 定款・定款細則及び諸規程の運用に関すること
- ② 本会の登記に関すること
- ③ 公文書・報告書などの発送・受領及び管理に関すること
- ④ 本会及び関係業種の刊行物の管理に関すること
- ⑤ 総会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関すること
- ⑥ 理事会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関すること
- ⑦ 奈良県への活動報告に関すること
- ⑧ 事務所及び資産の管理に関すること
- ⑨ 活動記録・資料の管理に関すること
- ⑩ 慶弔に関すること
- ⑪ その他

2) 会員管理部

- ① 会員管理に関すること
- ② 会員・役員の名簿の作成・保管に関すること
- ③ 連絡網の管理・運営に関すること
- ④ その他

3) 財務部

- ① 予算・決算に関すること
- ② 会費徴収に関すること
- ③ 事業支出・事業収入に関すること
- ④ 流動資産の管理に関すること
- ⑤ 什器備品の管理に関すること
- ⑥ 固定資産の管理に関すること
- ⑦ その他

4) 福利厚生部

- ① 相互扶助事業に関すること
- ② 傷害保険に関すること
- ③ その他

3. 学術局長は以下を統括する。

1) 研修部

- ① 学術研修会の企画・運営に関すること
- ② その他
- 2) 生涯学習部
 - ① 公益社団法人日本理学療法士協会生涯学習システムに関すること
 - ② その他
- 3) 学術誌部
 - ① 学術誌の企画・編集及び発行に関すること
 - ② その他
- 4. 社会局長は以下を統括する。
 - 1) 医療保険部
 - ① 医療保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関すること
 - ② その他
 - 2) 介護保険部
 - ① 介護保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関すること
 - ② その他
 - 3) 社会福祉部
 - ① 社会福祉制度に関する情報収集及び会員への情報提供に関すること
 - ② その他
 - 4) 理学療法啓発部
 - ① 理学療法の啓発に関すること
 - ② 理学療法週間関連事業の企画・運営に関すること
 - ③ その他
- 5. 広報局長は以下を統括する。
 - 1) 会誌部
 - ① 会誌の企画・編集及び発行に関すること
 - ② その他
 - 2) ニュース編集部
 - ① ニュースの企画・編集及び発行に関すること
 - ② その他
 - 3) ホームページ管理部
 - ① ホームページの作成・更新及び維持管理に関すること
 - ② その他
- 6. 委員会は、それぞれ以下の事業を分掌する。
 - 1) 選挙管理委員会
 - ① 理事・監事の選出に関すること
 - ② その他

2) 奈良県理学療法士学会準備委員会

- ① 奈良県理学療法士学会の企画・運営に関する事
- ② 表彰規程に基づいた審議と表彰審査委員会への推薦に関する事
- ③ その他

3) 公開講座準備委員会

- ① 公開講座の企画・運営に関する事
- ② その他

4) 表彰審査委員会

- ① 表彰審査に関する事
- ② 表彰式の企画・運営に関する事
- ③ その他

5) 新人研修委員会

- ① 新人研修システムの企画・運営に関する事
- ② その他

6) 専門領域勉強会管理委員会

- ① 専門領域勉強会の管理に関する事
- ② その他

7) ブロック活動推進委員会

- ① ブロック活動に関する事
- ② 地区別症例検討会の企画・運営に関する事
- ③ その他

8) 理学療法士講習会準備委員会

- ① 理学療法士講習会の企画・運営に関する事
- ② その他

9) 公益法人化推進委員会

- ① 公益社団法人への移行に関する事
- ② その他

7. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会会計規程

1. 総則

- 1) 公益社団法人奈良県理学療法士協会の会計に関する事項は定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
- 2) 会計処理の原則、及び手続きは平成 20 年公益法人会計基準を準拠することとする。
- 3) 収入・支出は予算に基づいて行なわれ、総会の承認を得て、これを執行する。
- 4) 事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 5) 収支予算書は当該年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該年度中において、これを変更することはできる。
- 6) 収入とは会費、事業収入、寄付金、資産から生じる収入及び他の収入をいう。
- 7) 支出は業務遂行上必要な経費をいう。
- 8) 予測しがたい予算の不足に当てるため予備費を設けなければならない。

2. 予算

- 1) 予算は各部の事業計画案に従い立案し、調整及び編成は理事会において行う。
- 2) 会長は予算案を理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。
- 3) 予算は、定款の定める目的以外にこれを使用することができない。

3. 決算

- 1) 収支計算書は毎会計年度終了後に作成して総会の承認を得なければならない。
- 2) 決算は予算と同一区分により作成し、且つこれに下記の事項を明らかにしなければならない。
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
 - ⑤ 附属明細書

4. 金銭出納

- 1) 金銭の出納・保管においては出納責任者をおくものとする。
- 2) 金融機関との取引を開始、または廃止する時は会長の承認を得なければならない。
- 3) 出納責任者は日々の現金支払いにあてるため手許現金をおくことができる。
- 4) 下記の経費は概算払いをすることができる。
 - ① 旅費交通費
 - ② 前渡し金
 - ③ 支出をしなければ調達困難な物件の購入費

5. 固定資産

この規程において、固定資産とは法人が有する資産のうち流動資産以外の資産で、次に掲げるものをいう。

①基本財産

基本財産として定めた有価証券、定期預金等

②特定資産

記念事業積立資産

事務所開設・運営積立資産

備品購入引当資産

③その他の固定資産

什器備品等

6. 勘定科目

収支計算書における勘定科目は別に定める。

7. 会計帳簿

会計帳簿として次にあげるものを備えなければならない。

①主要簿

仕訳帳

総勘定元帳

②補助簿

現金出納帳

預金出納帳

収支予算の管理に必要な帳簿

固定資産台帳

基本財産明細帳

会費明細帳

指定正味財産明細帳

③備品は、備品台帳に登録しなければならない。

8. 書類の保存

1) 公益法人の財務諸表、会計帳簿、収支予算書、収支計算書は、最低5年間保存するものとする。

2) 保存期間終了後に会計関係書類を処分する時は理事会に承認を得なければならない。

9. 附則

1) この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会総会議事運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の総会の議事運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 議事運営

- 1) 総務部は総会を円滑且つ公正に運営する。
- 2) 総務部は、議長より指示された議事運営に関することを補佐する。
- 3) 総務部は、会議中の会員の入退室を管理しなければならない。

3. 進行

- 1) 議長決定までの進行は会長が指名したものが当たる。
- 2) 議長解任後の進行は会長が指名したものが当たる。

4. 議長の選出

- 1) 議長は正議長1名とする。
- 2) 選出方法は正会員より立候補を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は挙手による多数決により選出する。立候補者がいないときは、理事会で推薦し、承認を得る。

5. 議長

- 1) 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持するものとする。
- 2) 議長は、指示に従わない者を発言停止や議場退席させることができる。
- 3) 議長は総会の承認を得て、議事を記録するために2名の書記を任命するものとする。
- 4) 議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるようにつとめなければならない。
- 5) 議長は、総会終了後、速やかに書記を解任するものとする。

6. 定足数

- 1) 進行者は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。
- 2) 委任状を提出したものは出席したものとみなす。

7. 委任状

委任状の締め切りは、総会開始前までとする。

8. 討議

- 1) 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。
- 2) 発言者は議長の許可を得なければならない。
- 3) 発言者は発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。

9. 採決

- 1) 採決を行うときは、議長はその議決をしようとする議案の内容と採決方法を明確に告げ、採決を行う。その際、条件をつけることはできない。
- 2) 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

3) 採決は次の方法の一つとする。

(1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票 (5) 記名投票

4) 総会の議事は、定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数同意をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。

5) 出席構成員とは、本人出席会員である。ただし、議長は除く。

6) あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決の対象とならない。
よって、採決時の出席構成員は本人出席会員のみである。

7) 採決を挙手及び起立で行う場合、最初に出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。

8) 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。

10. 選挙

選挙役員については、別に定めるところによる。

11. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会選挙規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の選挙については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 23 条に基づき、役員立候補に関する事項をこの規程に定める。

3. 選挙管理委員

- 1) 選挙管理委員は、総会において正会員の中よりこれを 3 名選出する。定員を超えた場合には、抽選により決定する。理事は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 2) 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3) 選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長 1 名を選出する。
- 4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄し、選挙管理委員に欠員が生じた場合にはこれを正会員の中から選任し、補充する。
- 5) 選挙管理委員が当該の選挙に立候補し、又は推薦者になろうとするときは、選挙管理委員を辞任する。
- 6) 選挙管理委員の任期は、2 年とする。

4. 選挙の公示

選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補届出の締切日は、投票日の 30 日以前とする（郵送による立候補届出の当日消印は有効とする）。

5. 立候補

理事及び監事の選挙は、正会員の自由意志、又は推薦により立候補できる。推薦の場合、3 名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届出るものとする。

6. 選挙人

選挙人は、選挙が行われる日において、正会員として登録されている者とする。

7. 選挙の方法

- 1) 選挙は、無記名投票により行う。
- 2) 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数を超えて投票したものは無効とする。
- 3) 投票場の開閉時間は、選挙管理委員会が公示する。
- 4) 有効投票は、投票総数の 3 分の 2 以上を必要とする。
- 5) 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものにより当選を決め、過半数に達しない場合は、上位 2 名で決選投票を行う。
- 6) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を定める。
- 7) 候補者が定数又はそれ以下の場合は、無投票当選とする。

- 8) 立候補者が定員に満たないときは、理事会において補充の候補者を推薦し、総会の承認を得る。

8. 選出の方法

役員の選出は、次により行う。

- 1) 理事は、定員内連記投票により選出する。
- 2) 監事は、定員内連記投票により選出する。

9. 選挙活動

候補者は、下記要項で宣伝を行うことができる。

- 1) 候補者、推薦者代表の氏名及び立候補の趣旨（400字以内）の告示のみとする。告示は、選挙管理委員より文書をもって通知する。
- 2) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。

10. 当選者の辞任又は辞退

当選者が当選の日から任期開始後 60 日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会に置いて補欠選挙の有無を決める。

11. 開票立会人

開票に際しては、立会人 2 名を置かなければならない。立会人は、各候補の推薦する者の中から、くじで定めた者を選挙管理委員会が選任する。

12. 投票管理者及び補助者

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票管理者ならびにその補助者を選任し、投票所毎に投票管理者 1 名、補助者若干名を配置する。
- 2) 投票管理者及び補助者は、当該投票所における投票に関する事務を担当する。

13. 投票立会人

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票立会人を選任し、投票所毎に 2～5 名を配置する。
- 2) 投票立会人は、常時 2 以上で当該投票所における投票の公正を期す。

14. 実施要項の制定と周知

上記各項の他、選挙の実施に関する要項については、選挙管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員にその内容を周知する。

15. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会表彰規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の表彰については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 主旨

本規程は、本会会員として公益社団法人奈良県理学療法士協会活動・学術活動、理学療法、その他の領域において多大な功績のあった者を、奈良県理学療法士協会 特別賞（以下 特別賞）、奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）、奈良県理学療法士協会 功労賞（以下 功労賞）、の名において表彰する。

3. 表彰審査委員会

定款細則 10 条により表彰審査委員会を設置する。

4. 表彰者の選定と決定

表彰者の選定は、表彰審査委員会の議を経て行い、理事会において決定する。

5. 表彰の方法と公表

表彰は表彰状及び副賞を総会・奈良県理学療法士学会・式典・その他の場で授与し、ニュース・その他に掲載することをもって公表する。

6. 推薦基準

1) 特別賞

推薦基準その他については、「特別賞申し合わせ事項」として別に定める。

2) 学術奨励賞

推薦基準その他については、「学術奨励賞申し合わせ事項」として別に定める。

3) 功労賞

推薦基準その他については、「功労賞申し合わせ事項」として別に定める。

7. 制度の運用

表彰制度の運用主体は表彰審査委員会であり、推薦方法及び選定・授与・公表・その他の表彰に関する事項について、本委員会が関係専門部及び関係委員会と連絡・協議して行うものとする。

8. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会名誉会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の名誉会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 資格

名誉会員は定款第6条第1項3号の規程に基づき定める。

3. 選任基準

名誉会員の推薦

- ①名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の正会員の中から定款第6条第1項3号の規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。
- ②本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を定款第6条第1項3号規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。

4. 待遇

名誉会員に対する待遇

- ①名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- ②名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ③名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会などすべての行事及び本会刊行物などを無料とする。
- ④名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、会員の資格を失わない。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会賛助会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の賛助会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 賛助会員の資格

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款第6条に定める賛助者をもって賛助会員とする。

3. 本会と賛助会員の関係

- 1) 本会は賛助会員に対し常に接し相互の発展に寄与できるよう会員にその事業概要を周知させ協力する。
- 2) 本会と賛助会員は相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。

4. 賛助会員の会費

- 1) 会費は年額 20,000 円とする。
- 2) 会費の納入は原則として、その年度の 12 月末日までとする。
尚、年度途中の入会においてもその年度の全額の会費を納入する。
- 3) 本会は納入された賛助会費を予算に計上する。
- 4) 正当な理由なくして会費を 1 年以上納入しないときは退会したものとみなされる。

5. 賛助会員に対する優遇

- 1) リハビリテーション医療に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等について本会の協力を持つことができる。
- 2) リハビリテーション機器に関する研究開発、改良並びに情報収集等について発表の機会を持つことができる。
- 3) 本会の主催する会合、研修会等で展示設備のある場合に商品展示することができる。
その費用は賛助会員負担とする。
- 4) 会員と同様に本会発行刊行物等を送付する。
- 5) 本会の発行するニュース、名簿に住所、電話番号、営業所、営業品目等を掲載する。
- 6) 賛助会員はニュースに広告を優遇し掲載することができる。

6. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会事務所運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の事務所の管理・運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 管理運営

事務所の管理・運営は総務部で行う。

3. 事務所の使用手続

- 1) 会員は本会事業運営に関わる会議等のため、事務所を使用することができる。
- 2) 事務所の使用にあたっては役員又は部長・委員長が使用責任者になるものとする。
- 3) 事務所使用の申し込みは本会役員メーリングリスト上で行い、事務局長が許可をする。
- 4) 鍵の受け渡し調整等は責任者が行うものとする。
- 5) 事務所使用にあたっては、その日時、目的、使用後の状況など必要事項を責任者が「事務所使用記録」に記載することとする。

4. 注意事項

- 1) 事務所内は禁煙とする。
- 2) ゴミは必ず使用者が持ち帰るものとする。
- 3) 事務所使用に際しては近隣住民の迷惑とならないようにする。
- 4) 事務所使用後は清掃し、元の状態に戻しておく。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会役員に対する報酬等及び費用に関する規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の報酬等及び費用については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 29 条に基づき、役員に対する報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

3. 用語の意義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①役員とは、理事及び監事をいう。

②報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

③費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

4. 報酬等の支給

役員は、無報酬とする。

5. 費用

この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

6. 公表

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

7. 附則

1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 会費規程

1. 目的

定款第8条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 会費

- (1) この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。
- (2) この法人の賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。
- (3) この法人の名誉会員の会費は、免除する。

3. 会費の使途

会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

4. 納入期限

会費納入期限は、原則として、毎年5月31日とする。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度 額

及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を、定款第38条第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金等の経理処理)

- 第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。
- 2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第 12 条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第 14 条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 14 日より施行する。(平成 28 年 2 月 13 日理事会議決)

公益社団法人奈良県理学療法士協会 申し合わせ事項

財務部申し合わせ事項

1. 事業年度は定款第5条により、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。当該年度においては、その年度の収入支出とするが公共料金等一部が翌年度の会計となることもある。
2. 前渡金
 - 1) 事業を行なう際、前渡金として、その予算を事前に概算払いすることがある。
 - 2) 前渡金が準備を含めて次年度にまたがる事業費については当年度の決算とし、決算額との差額（残金、欠損）については次年度についての会計とする。
3. 会議費、旅費及び食費について
 - 1) 旅費等はこの法人の正会員が、この法人の命を受けて、その対外的用務を遂行するために行動する場合に限り、算定を行い支給するものとする。これ以外の部員及び委員等の活動に伴い発生する費用については、会議費（一部員につき会議参加回数×1,000円以下・役員には支払われない）に含めるものとする。
 - 2) 正会員が対外的用務として出張する場合、旅費、交通費、参加費は実費を支給する。
 - 3) 必要に応じて宿泊する場合、実費（1泊につき上限15,000円）を支給する。
 - 4) 前項以外に、旅費支給が必要な場合、理事会で決定する。
 - 5) 出張について、昼食費は上限1,500円、夕食費は上限2,000円を実費にて支給する。
 - 6) 理事会等の出席者には会議費として1会議ごとに時給1,000円以下を支給する。ただし、役員には支払われない。
拡大理事会参加者には上記の会議費と同額を支払う。
 - 7) 各部・委員会の会議時に使用される茶菓子等の費用は、部員数×500円以下を支払う。
4. 再入会について
「会費未納者による退会者」が再入会する場合、奈良士会、他士会に関わらずに、以下の条件で会費を納入するものとする。
 - 1) 未納会費（2年分相当：本会の当年度会費2倍）の納入。
 - 2) 協会入会金と本会当年度会費の納入。

県学会申し合わせ事項

本会定款第3条（目的）第4条（事業）」にもとづき、奈良県理学療法士学会を年1回開催する。

- 1) 本事業をおこなうため、本会定款細則 5 条により奈良県学会準備委員会を置く。
- 2) 学会長は学会開催の前年度において、学術局長が推薦し理事会で承認する。
- 3) 会長は学会長を委嘱状により委嘱する。
- 4) 学会長は準備委員長を指名し、理事会に報告する。
- 5) 学会長は準備委員長および準備委員を、委嘱状により委嘱する。
- 6) 学会の準備・運営は、学会長・準備委員長をはじめとする奈良県学会準備委員会が担当する。
- 7) 学会準備委員会には学術局長・学術局員も参加でき、意見を述べることができる
- 8) 当該年度の準備委員会は学会終了後、次年度の準備委員会に対して、準備・運営に関する意見・申し送り事項を伝達する。
- 9) 奈良県学会の長期方針の検討や、助言・援助については学術局が担当する。

特別賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として学術的活動を通して、理学療法およびその関連領域において多大な貢献のあった者を、特別賞の名において会員表彰する。

2. 名目

特別賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は日本理学療法士協会在籍 5 年以上の本会会員 3 名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 会長賞の基準を満たし、かつ本会入会後に修めた学術業績に対して協会等から表彰を受けた者、あるいはその学術的活動を通して理学療法およびその関連領域の発展に多大な貢献があったと判断される者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

学術奨励賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員の学術的資質向上を奨励する目的で設けるものとする。

2. 名目

学術奨励賞に、奈良県理学療法士協会 会長賞（以下 会長賞）・奈良県理学療法士学会 学会長賞（以下 学会長賞）・奈良県理学療法士学会 新人賞（以下 新人賞）その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は、会長・学術局長・当該年度の県学会長および準備委員長・その他による合議制および公募により行う。ただし、公募の場合自薦他薦は問わないが、推薦者は2名以上とする（自薦の場合においても本人を含め2名以上とする）。
- 2) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 会長賞 : 本会在籍期間5年程度以上の会員を対象とし、全国規模以上の学会における筆頭演者としての発表を1ポイント、学術雑誌等への筆頭報告による論文発表を3ポイントとしたポイント（以下 P）制で、過去5年以内に3P以上の業績を修めた者（ただし、教育・研究施設会員においては7ポイント以上の業績を修めた者）。
- 2) 学会長賞 : 県学会の発表において、すぐれた研究発表であると判断できる者。
- 3) 新人賞 : 県学会において、卒後3年以内の対象者がすぐれた発表を行ったと判断できる者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

功労賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として奈良県理学療法士協会活動において多大な功績のあった者を、功労賞の名において会員表彰する。

2. 名目

功労賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は会員2名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 功労賞の表彰対象は、表彰当日現在50歳以上の会員であり、物故者も含む。
- 2) 原則として奈良県理学療法士協会に通算20年以上在籍している者。
- 3) 本会活動に貢献し、他の会員の模範であると認められる者。
- 4) 原則として将来も継続してその業務を遂行する者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

専門領域委員会申し合わせ事項

1. 目的

(公社)奈良県理学療法士協会(奈良士協会)会員が中心になって勉強会活動を定期的に行うことにより、参加者間の情報交換や学術的知識・技術の向上を図る。

2. 奈良県理学療法士協会専門領域委員会(委員会)

1) 委員

委員は奈良士協会会員とし、若干名の委員で委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- ①奈良県理学療法士協会専門領域勉強会(勉強会)の登録審査
- ②勉強会の活動内容の確認
- ③勉強会活動の支援：公文書発行手続き、会場の紹介など
- ④勉強会運営上の課題の検討

3. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会(勉強会)

1) 名称

各勉強会は「奈良県理学療法士協会専門領域勉強会〇〇勉強会」と称する。

2) 活動

各勉強会は、それぞれの目的に基づいて活動を行う。活動の形式、頻度、時間などは各勉強会の裁量に任される。可能であれば、勉強会会員以外の理学療法士等を対象とした勉強会(研修会)を年1回以上開催することが望ましい。

3) 登録

各勉強会は、奈良県理学療法士協会専門領域委員会（委員会）に登録する。

4) 報告

各勉強会は、年度末に以下の報告書を提出する。

①年間の活動報告

②年度末時点でのメンバーの名簿

4. 勉強会の登録と変更

1) 登録の流れ

登録申請書を委員会に提出⇒委員会にて検討・登録決定⇒委員会より理事会に報告

2) 登録基準

①勉強会メンバーは最低2名（代表者、副代表者）以上とする。

②勉強会メンバーの半数以上が奈良士協会員であることが望ましい。

③営利目的の勉強会でないこと

3) 変更届

登録内容に変更が生じた場合は、変更届を委員会に提出する

5. 研修会開催の手続き

概要について下記に示し、詳細については別途定める。

1) 勉強会単独で実施する場合

勉強会の裁量で行い、奈良士協会は関与しない。

2) 勉強会主催の研修会を奈良士協会が後援する場合

①事前に計画書を委員会へ提出し、奈良士協会へ後援を依頼する。

②事前に勉強会会員以外にも奈良士協会ホームページにより広報する。文書による広報は問わない。

③委員会へ報告書を提出する。

④奈良士協会は、勉強会に対して金銭的な援助はしない。

3) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合

①日本理学療法士協会（日本士協会）の履修ポイント取得が可能な研修会とする。

②奈良士協会の予算案作成までに委員会へ年度計画を提出する。

③事前に計画書を委員会へ提出し、日本士協会へ研修会の登録をする。

④事前に勉強会会員以外にも、奈良士協会ホームページおよび文書（士協会ニュース等）により広報する。

⑤日本士協会へ受講者および講師のポイント申請を行い、委員会へ報告書を提出する。

⑥奈良士協会は、勉強会に一定額の負担金を負う。

⑦講師料及び受講費は奈良士協会の規定に従う。

6. 予算

- 1) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する時、奈良士協会は一定額を負担する。この時の会費、講師料は、研修部主催の研修会の会費に準じて委員会にて指定する。なお、奈良士協会の負担金は理事会の議を経て決定される。
 - 2) 勉強会個別の活動および奈良士協会後援で開催される研修会に必要な経費の負担は基本的に行わない。各勉強会から要望が出た場合、その都度委員会にて検討する。
7. 勉強会の広報
- 1) 委員会は各勉強会を士協会ニュース、奈良士協会ホームページを通じて勉強会会員以外にも広報する。
 - 2) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合は、奈良士協会ホームページおよび士協会ニュースまたは文書により勉強会会員以外にも案内する。
8. 勉強会に関わる履修ポイントの扱いについて
- 勉強会における履修ポイントは専門理学療法士制度（第6、7報）に従って対応する

ブロック活動申し合わせ事項

1. 目的

公益社団法人奈良県理学療法士協会を地域により分割することにより、より狭い地域連絡、連携の強化を図りながら会員同士の交流を深め、全県規模では対応が難しいきめ細かな活動を行うことを目的とする。

2. ブロックの分割

北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡

中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡

南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

3. ブロックの活動

ブロック活動の目的を達成するため、各ブロックでは次の活動を行う。

- 1) ブロック別新人症例検討会の開催
- 2) ブロック内での情報の収集、提供
- 3) ブロック内での学術的研修活動
- 4) ブロック内の会員の親睦を深めるための福利厚生活動

ブロックの活動は、奈良県理学療法士協会に不利益とならない範囲で自主性に任されることが望ましい。

4. ブロックの運営

各ブロックの運営は、ブロック世話人を中心に行う。

ブロック世話人：ブロック毎に互選により3～5名の世話人を選出する。

世話人は、異なる施設から選ばれること、病院勤務の会員に限らず、

介護保険分野、教育分野など、各方面から広く選ばれることが望ましい。また、状況に応じて他のブロックの世話人となる事も可能とする。

ブロック代表世話人：ブロック世話人の中から互選によりブロック代表世話人を選出する。

ブロック代表世話人は、ブロック世話人と協議の上、年間計画を作成し、基本的に年間計画に従い活動を実行する。

5. 奈良県理学療法士協会ブロック活動推進委員会（委員会）

1) 委員

ブロック世話人など若干名の奈良県理学療法士協会会員により委員会を構成する。

2) 委員会の役割

（1）ブロック間の連絡、調整

（2）ブロック活動に関する懸案の検討

（3）各ブロック予算の取りまとめ

6. 予算

ブロック毎に年間計画に基づき年間予算を立案し、委員会に提出する。委員会では提出された予算を取りまとめ、委員会の予算として奈良県理学療法士協会に提出する。

奈良県理学療法士協会 指定事業について

奈良県理学療法士協会では、下記の事業に運営スタッフとして参加して頂いた方を、地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度の士会指定事業参加者として認定いたします。地域包括ケアの事をたくさんの会員の皆様に関心を持って頂き、ぜひリーダーとしてご活躍頂きたいと考えています（推進リーダー制度に関しては、日本理学療法士協会HPをご参照ください）。

また、新人教育プログラムを終了していない会員には、同様の手続で『理学療法の臨床、C-7 士会活動・社会貢献』の1単位を認定します（但し、他の読み替え単位との重複は認められません）。

1. 奈良県理学療法士協会 指定事業について

1) 以下の事業の運営スタッフ（当日協力スタッフを含む）

① 奈良県学会、② 公開講座、③ スポーツメディカルサポート、④ 3 団体訪問リハビリ実務者研修、⑤ 専門領域勉強会（本会共催分のみ）、⑥ 新人研修、⑦ なら介護の日、⑧ 地域包括ケア・介護予防推進リーダー研修会、⑨ 奈良県士協会主催の研修・講習会（新人教育プログラム、理学療法講習会等）、⑩ その他、理事会の認めた事業

2) 以下の事業の参加者

① 地域ケア会議参加者(日時、場所、内容を所属長のサイン・確認の上、申告)
② 介護予防事業参加者(日時、場所、内容を所属長のサイン・確認の上、申告)
③ その他、理事会が認めた事業

2. 申請方法

1) 証明書の作成

・事業運営スタッフの場合

士協会指定事業運営スタッフ証明書をダウンロード、印刷して持参し、事業代表者から事業当日に証明を受けてください。

・地域ケア会議・介護予防事業等の参加者の場合

地域ケア会議・介護予防事業参加証明書をダウンロードし、所属長から証明を受けてください。

2) 証明書の提出先

証明書を下記の住所に郵送するか、PDFにして下記のアドレスまでお送りください。

〒639-0218 奈良県北葛城郡上牧町ささゆり台3丁目2-2
西大和リハビリテーション病院 徳久 謙太郎
E-mail : s.nishiyamato.reha@gmail.com

平成29年度一般会計予算案

平成29年4月1日～平成30年3月31日

収入の部

科 目	29年度予算案	28年度予算	増減
会員会費	12,600,000	12,400,000	200,000
賛助会員会費	180,000	200,000	△ 20,000
会場整理費	2,226,400	2,186,400	40,000
研修会	100,000	220,000	△ 120,000
生涯学習部	800,000	750,000	50,000
新人研修委員会	660,000	630,000	30,000
奈良学会	200,000	200,000	0
理学療法士講習会	386,400	386,400	0
専門領域委員会	80,000		80,000
援助金	1,620,000	200,000	1,420,000
理学療法士講習会助成金	180,000		180,000
研修会補助金	120,000		120,000
合 計	16,926,400	14,986,400	1,940,000

支出の部

科 目	29年度予算案	28年度予算	増減
総務部（法人）			
印刷製本費	400,000	400,000	0
会場設備費	20,000	20,000	0
通信運搬費	80,000	80,000	0
事務協力費	0	30,000	△ 30,000
登記代行費	50,000	0	50,000
報告代行費	0	0	0
理事会等会議費	200,000	200,000	0
奈良県野球肘検診開催費用協賛金	0	30,000	△ 30,000
消耗品費	210,000	210,000	0
事務員費用	1,600,000	1,600,000	0
部員活動費	12,000	12,000	0
合 計	2,572,000	2,582,000	△ 10,000
会員管理部（他1・法人）			
印刷製本費	0	0	0
会場設備費	0	0	0
通信運搬費	50,000	50,000	0
慶弔費	50,000	50,000	0
事務協力費	10,000	20,000	△ 10,000
消耗品費	50,000	50,000	0
部員活動費	12,000	12,000	0
合 計	172,000	182,000	△ 10,000

科 目	29年度予算案	28年度予算	増減
財務部（法人）			
通信運搬費	25,000	25,000	0
振込手数料	10,000	10,000	0
顧問税理士料	420,000	420,000	0
事務協力費	10,000	10,000	0
消耗品費	50,000	50,000	0
部員活動費	34,000	34,000	0
合 計	549,000	549,000	0
福利厚生部（他 1）			
新人歓迎会費	300,000	300,000	0
厚生事業費	70,000	70,000	0
リレーマラソン大会費（昼食費）	2,000	2,000	0
リレーマラソン大会費（交通費）	0	2,000	△ 2,000
運営費	20,000	20,000	0
通信運搬費	8,000	8,000	0
消耗品費	20,000	20,000	0
部員活動費	22,000	18,000	4,000
合 計	442,000	440,000	2,000
医療保険部（公 1）			
会場設備費	0	11,640	△ 11,640
消耗品費	0	10,000	△ 10,000
通信運搬費	0	0	0
講師謝礼金	0	30,000	△ 30,000
部員活動費	10,000	10,000	0
合 計	10,000	61,640	△ 51,640
介護保険部（公 1）			
会場設備費	50,000	10,000	40,000
講師謝礼金	250,000	107,000	143,000
講師交通費	60,000	15,000	45,000
講師宿泊費	20,000	15,000	5,000
通信運搬費	10,000	50,000	△ 40,000
訪問リハビリテーション実務者研修負担金	30,000	30,000	0
消耗品費	10,000	10,000	0
宿泊費	20,000		20,000
交通費	35,000		35,000
参加費	12,000		12,000
昼食費	88,000		88,000
部員活動費	52,000	24,000	28,000
合 計	637,000	261,000	376,000
社会福祉部（公 1）			
消耗品費	500	1,000	△ 500
通信運搬費	500	1,000	△ 500
部員活動費	12,000	3,000	9,000
合 計	13,000	5,000	8,000

科 目	29年度予算案	28年度予算	増減
理学療法啓発部（公1）			
講師謝礼金	50,000	50,000	0
グッズ作成費	100,000	200,000	△ 100,000
印刷製本費(ポスター・パネル写真)	230,000	90,000	140,000
広告費	100,000	130,000	△ 30,000
会場設備費	100,000	100,000	0
通信運搬費	30,000	30,000	0
昼食費	20,000	20,000	0
運営費	30,000	30,000	0
なら介護の日負担金	60,000	60,000	0
奈良県野球肘検診開催費用協賛金	30,000	0	30,000
市町村対抗子ども駅伝負担金	0	30,000	△ 30,000
消耗品費	43,000	43,000	0
部員活動費	20,000	30,000	△ 10,000
合 計	813,000	813,000	0
生涯学習部（公1）			
講師謝礼金	229,000	229,000	0
講師交通費	0	0	0
会場設備費	0	0	0
通信運搬費	1,000	3,000	△ 2,000
近畿学会分担金	750,000	625,000	125,000
消耗品費	20,000	30,000	△ 10,000
昼食費	58,000	28,000	30,000
部員活動費	80,000	15,000	65,000
合 計	1,138,000	930,000	208,000
研修部（公1）			
講師謝礼金	305,000	275,000	30,000
講師交通費	50,000	50,000	0
講師宿泊費	20,000	20,000	0
講師接待費	50,000	50,000	0
会場設備費	50,000	50,000	0
昼食費	180,000	50,000	130,000
通信運搬費	20,000	20,000	0
消耗品費	70,000	70,000	0
部員活動費	38,000	30,000	8,000
合 計	783,000	615,000	168,000
学術誌部（公1）			
印刷製本費	200,000	200,000	0
通信運搬費	30,000	30,000	0
部員活動費	10,000	10,000	0
合 計	240,000	240,000	0

科 目	29年度予算案	28年度予算	増減
会誌部（公1）			
印刷製本費	405,000	386,640	18,360
通信運搬費	17,544	18,400	△ 856
消耗品費	1,000	10,000	△ 9,000
部員活動費	6,000	6,000	0
合 計	429,544	421,040	8,504
ホームページ管理部（公1）			
通信運搬費	1,100,000	1,100,000	0
消耗品費	1,000	88,712	△ 87,712
I T 推進	500,000	700,000	△ 200,000
部員活動費	3,000	3,000	0
合 計	1,604,000	1,891,712	△ 287,712
第26回学会準備委員会（公1）			
講師謝礼金		64,000	△ 64,000
講師交通費		10,000	△ 10,000
講師接待費		0	0
講師宿泊費		0	0
会場設備費		337,708	△ 337,708
印刷製本費		150,000	△ 150,000
会場運営費		65,000	△ 65,000
運営費		100,000	△ 100,000
昼食費		45,000	△ 45,000
通信運搬費		30,000	△ 30,000
消耗品費		20,000	△ 20,000
部員活動費		55,000	△ 55,000
合 計	0	876,708	△ 876,708
第27回学会準備委員会（公1）			
講師謝礼金	105,000		105,000
講師交通費	26,000		26,000
講師接待費	5,000		5,000
講師宿泊費	0		0
会場設備費	65,000		65,000
印刷製本費	72,500		72,500
会場運営費	80,000		80,000
運営費	100,000		100,000
昼食費	60,000		60,000
通信運搬費	72,500	10,000	62,500
消耗品費	20,000	10,000	10,000
部員活動費	30,000	30,000	0
合 計	636,000	50,000	586,000

科 目	29年度予算案	28年度予算	増減
第28回学会準備委員会（公1）			
通信運搬費	10,000	10,000	0
消耗品費	10,000	10,000	0
会場設備費	0	0	0
部員活動費	30,000	30,000	0
合 計	50,000	50,000	0
表彰審査委員会（他1）			
記念品	90,000	90,000	0
通信運搬費	2,000	2,000	0
消耗品費	5,000	5,000	0
部員活動費	8,000	8,000	0
合 計	105,000	105,000	0
新人研修委員会（公1）			
講師謝礼金	825,000	840,000	△ 15,000
講師交通費	0	0	0
通信運搬費	40,000	40,000	0
会場設備費	60,000	60,000	0
印刷製本費	50,000	50,000	0
消耗品費	20,000	20,000	0
昼食費	120,000		120,000
部員活動費	24,000	87,000	△ 63,000
合 計	1,139,000	1,097,000	42,000
専門領域委員会（公1）			
講師謝礼金	90,000		90,000
講師交通費	20,000		20,000
講師接待費	20,000		20,000
講師宿泊費	15,000		15,000
会場設備費	20,000		20,000
講習会費用負担金	0	60,000	△ 60,000
通信運搬費	10,000	20,000	△ 10,000
昼食費	20,000		20,000
消耗品費	30,000	4,000	26,000
部員活動費	5,000	5,000	0
合 計	230,000	89,000	141,000
ブロック活動推進委員会（公1）			
会場設備費	40,000	20,000	20,000
通信運搬費	50,000	70,000	△ 20,000
消耗品費	10,000	10,000	0
部員活動費	30,000	30,000	0
合 計	130,000	130,000	0

科 目	29年度予算案	28年度予算	増減
選挙管理委員会（法人）			
印刷製本費	30,000	30,000	0
通信運搬費	10,000	10,000	0
消耗品費	10,000	10,000	0
部員活動費	7,500	2,000	5,500
合 計	57,500	52,000	5,500
スポーツメディカルサポート委員会（公1）			
講師謝礼金	340,000	290,000	50,000
講師交通費	200,000	150,000	50,000
通信運搬費	0	20,000	△ 20,000
消耗品費	100,000	100,000	0
昼食費	0	60,000	△ 60,000
部員活動費	20,000	20,000	0
合 計	660,000	640,000	20,000
地域包括ケアシステム推進委員会（公1）			
講師謝礼金	360,000	300,000	60,000
印刷製本費	100,000	100,000	0
消耗品費	20,000	20,000	0
通信運搬費	5,000	5,000	0
昼食費	10,000	5,000	5,000
部員活動費	10,000	10,000	0
合 計	505,000	440,000	65,000
政策委員会（法人）			
通信運搬費	3,000	40,000	△ 37,000
部員活動費	10,000	2,000	8,000
合 計	13,000	42,000	△ 29,000
災害対策委員会（公1）			
参加費	20,000		20,000
交通費	3,000		3,000
消耗品費	16,000		16,000
部員活動費	5,000		5,000
合 計	44,000		44,000
スクールトレーナー推進委員会（公1）			
講師謝礼金	30,000		30,000
講師交通費	3,000		3,000
消耗品費	20,000		20,000
部員活動費	5,000		5,000
合 計	58,000		58,000
会長行動費（法人）			
宿泊費	30,000	30,000	0
交通費	120,000	120,000	0
参加費	50,000	50,000	0
昼食費	30,000	30,000	0
通信運搬費	90,000	90,000	0
消耗品費	3,000	3,000	0
合 計	323,000	323,000	0

科 目	29年度予算案	28年度予算	増減
役員行動費（法人）			
交通費	150,000	150,000	0
参加費	150,000	150,000	0
昼食費	60,000	60,000	0
宿泊費	100,000	100,000	0
通信運搬費	110,000	110,000	0
合 計	570,000	570,000	0
事務所費（公1・他1・法人）			
賃借料	900,000	900,000	0
通信運搬費	150,000	150,000	0
水道・光熱費	100,000	100,000	0
合 計	1,150,000	1,150,000	0
保険料（他1）			
活動保険	100,000	100,000	0
家財保険	5,000	5,000	0
合 計	105,000	105,000	0
事務所移転積立金	706,000	706,000	0
備品購入積立金	0	146,000	△ 146,000
総 合 計	15,884,044	14,686,392	1,197,652